

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№614
2022・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協HP <http://www.seihokyo.jp>

大阪支部特集

- 夢洲IRカジノ反対運動へのご参加を……………井上善雄
フジ住宅ヘイトハラスメント裁判—高裁判決とその後の動き……………富田真平
性同一性障害特例法「未成年子なし要件」最高裁決定……………仲岡しゅん
プレサンス元社長無罪判決の報告—特捜部はなぜ再び誤ったのか?……………秋田真志
(シリーズ コロナ禍における人権問題⑤)
中小企業の現場でおきていること……………原 和良
—コロナ、高齢化、地域経済の空洞化、カーボンニュートラル、原油高騰と世界政情不安
公安警察による情報提供を断罪—岐阜・大垣警察市民監視事件に判決……………山田秀樹
旧優生保護法訴訟大阪高裁「逆転勝訴」判決……………辻川圭乃
大阪市組合事務所団交拒否事件—大阪高裁勝利判決の確定と意義……………谷 真介
島々で進む自衛隊配備……………喜多自然
—住民合意のない中での宮古島城辺保良でのミサイル弾薬庫建設
【議長トーク】「立教大学人権ゼミのこと(その2)」……………上野 格
【新春特別企画】憲法委員会企画座談会 「差別と教育」(第3回・最終回)
(丹羽徹/深井剛志/永田亮/林翔太/北條友里恵/松田亘平)
2021年度第4回常任委員会(高知)開催
 トランスジェンダーに対する排除的言説に反対し、性的マイノリティの尊厳を守るよう求める決議
 ロシア連邦によるウクライナに対する軍事侵攻等に抗議し、軍の即時撤退を求めるとともに、
ニュークリアシェアリング等の憲法九条の破壊をもたらす策動に反対する決議



子らよ、コロナに負けるな!

E-mail bengaku@seihokyo.jp

夢洲IRカジノ反対運動へのご参加を

井上 善雄（大阪弁護士会）



二三期の井上善雄です。

青年法律家の皆様
が、憲法と人権を守る
ために活動されて

いることに敬意を表します。

1

政府は、日本国内三箇所にカジノを含む統合型リゾート（IR）を導入する手続きを進めている。そのIRの収入は、カジノが全収入の七〇〜八〇%と計画されている。例えば大阪の夢洲カジノ計画でいえば、年間二〇〇万人の来客で約五二〇〇億円の収入があり、うちカジノが八〇%の四二〇〇億円の収入を想定している。

カジノの収入は、客の負け金である。カジノは賭博という性格から見て、社会全体の剰余価値を生まないものである。このようなカジノ収益が中心であるIR事業を日本に推進することは、有害性が高い。仮に一部外国からの観光客の収入があったとしても、弊害の方がはるかに多い。にもかかわらず、現在IR事業の為に、政府は年間四〇億円の予算を費消している。

「世界に最も優れたIR事業を導入する」という安倍元首相の言葉とは別に、日本で進められているIR事業計画は、ギャンブル依存症の発生やマネーロンダリング等の不法不正行為を招くものになっている。

そもそもカジノは、客から富を奪うことで収益

を得るだけであることは前述のとおりである。現在のカジノ管理委員会は、委員六人と約一〇〇人の職員で構成されており、最良のIRを導入できるような機関ではない。

現在のコロナ禍の下で、外国から観光客が日本に来て、大きなお金を消費する可能性はない。またカジノという密接密集した空間で賭博をすることについて、多くの人々はこれを避けようとしている。さらにギャンブルをしようとする人がいても、オンラインカジノやスポーツカジノを志向している。そして現在は海外においても、ラスベガスやマカオのようなホテルでのカジノは、客が著しく減少しているのが現状である。

2

二〇二二年二月二日の大阪府・市が発した夢洲地区の大阪IR計画によると、大阪夢洲地区にカジノを含むIRを大金を投じて建設し、そこでの収益事業を行うとなっている。具体的には、「大阪IR株式会社」（総出資額約一兆八〇〇億円）を設立し、「合同会社日本MGMリゾート」と「オリックス株式会社」が中核株主となり、同二社が各四〇%（約四三二〇億円）の出資を行い、これに加えて関西の二〇社が構成員とな

り、約二〇%（二二六〇億円 一社あたり一〇八億円）を出資して収益をあげるとされている。

これにより世界で数多くのカジノを有し、カジノ事業を行うMGMに加えて、日本でスポーツ・ホテル・保険・銀行など数多くの事業を進めるオリックスと関西の主要企業らがカジノ事業に大きく加わることになる。

なおこのIR事業には、IR株式会社が三菱UFJ銀行と三井住友銀行から約五五〇〇億円の融資を受けるとされている。

3

カジノは賭博行為を行うところであり、本来賭博は刑法に違反する反社会的なものである。国連の求める持続可能な事業目標（SDGs）によれば、カジノは正当な企業行為ではない。また企業の社会的責任（CSR）によれば、カジノへの出資による利益はこれに反するもので、企業の社会的責任投資（SRI）にも反している。

企業による賭博への出資や事業展開は、ポルノアダルト産業、たばこ産業、軍需産業、暴力組織関係の産業、違法薬物の産業と共に反社会的なものである。そして、いわゆる企業のネガティブスクリーニングによって、これらへの投資や企業活動は制限されるべきである。また環境社会ガバナンス（ESG）の思想から、銀行を含むカジノへの出資は倫理的に否定されるべきである。

IR事業に参加を予定している企業には上場企業も多く、多数の株主もいる。その株主の中には、反社会的な賭博（カジノ）行為への出資は許されないと考え、そこでの収益を得ることは出来ないと考える人も多い。この考え方からすれば会社法の定める「株主代表訴訟」の提起も想定されよう。

またその他にも公益事業に関わり、地域独占化した営業を行い、国や地方自治体からの監督もつける企業もある。その運営は公益事業の受益利用者である消費者の理解と同意を得るべきものだ。

4

しかし大阪府・市は市民に情報公開せず、また説明責任も果たさず、MGMやオリックスらとカジノIRの整備を進めている。調査によると二〇二二年二月三日、MGMとオリックスは、カジノ施設の設置運営を目的として、大阪IR株式会社を資本金五〇〇万円で設立し、本年（二〇二二年）二月七日に資本金を四億三三五〇万円に増資している。そして本年二月一五日、大阪府・市と同社は夢洲カジノ設置のための基本協定を結んでいる。

現在私は、大阪府がIR株式会社のために八〇億円乃至一〇〇億円とも言われる夢洲の地盤改良工事を行っているのは、違法な公金支出であり、その差し止めを求めたいと思っている。また

万博事業と併せて「夢洲駅」と地下鉄建設工事を大阪メトロ（旧・大阪市営地下鉄）に発注させていることも違法と考える。その工事は請負額が限定されない随意契約で、受注会社が一方的に値上げをできるものになっている。その費用を大阪府が負担することも違法である。さらに大阪府は、IR事業と万博開催のためとして数千億円に及ぶインフラ工事を強行している。大阪府・市の参加する万博協会の費用負担も六〇〇億円に達する。

このように大阪維新が支配する大阪府・市は、なりふりを構わず公金を投入しようとしている。IR事業には将来性がないという見解が多い中、無謀な計画が一方的に進められているのが現状である。このような無謀な公金支出は、将来の市民の負担となり、止めさせなければならない。

現岸田政権は、カジノを含むIR事業を推進し、将来的には全国に一〇箇所のカジノを設置するとしている。カジノは娯楽という人がいるが、害毒を生む毒薬である。その毒薬を売ること、岸田政権のいう「新しい資本主義」というのであろうか。このような資本主義は誤りである。必要であるのは、むしろ「新しい社会主義」であろう。

青年法律家の皆様には、この活動に是非参加してほしい。

フジ住宅ヘイトハラスメント裁判

— 高裁判決とその後の動き

大阪 富田 真平

二〇二二年二月一八日、大阪高裁で、フジ住宅ヘイトハラスメント裁判の控訴審判決が言い渡された。判決は、一審判決（二〇二〇年七月二日）に引き続きフジ住宅及び会長が行ってきた人種民族的差別的な資料配布などの違法性を認め、損害賠償額を増額してフジ住宅及び会長に二三万円の支払いを命じ、さらに資料配布の差止めを命じた。また同時に、直ちに配布を禁ずる仮処分命令も出した。

一 事案の概要

フジ住宅及び会長は、遅くとも二〇二三年頃から、①社内ですべて従業員に対し、人種民族的な記載及びこれらを助長する記載のある資料（以下「人種民族的差別的資料ないし差別助長資料」という）や会長が信奉する（政治的）見解が記載された資料を大量かつ反復継続的に配布してきた。ま

た、②地方自治体における中学校の教科書採択にあたって、全従業員に対し、特定の教科書が採択されるようアンケートの提出等の運動に従事するよう呼びかけていた。さらに、③原告が提訴すると、社内で、原告を含む全従業員に対し、原告について「温情を仇で返すバカ者」などと非難する内容の大量の従業員の感想文や（会社と密接な関係にある者の）原告を攻撃するブログを配布した。

二 一審判決及び高裁での審理状況

二〇二〇年七月二日に大阪地裁堺支部で、前記①②③の行為の違法性を認め、フジ住宅及び会長に二〇万円の支払いを命じる判決が出された。

これに対し、フジ住宅及び会長は判決を受け入れることなく控訴し、また、原告側も、一審判決の不十分な点をただすべく控訴した。

さらに、一審判決後もフジ住宅が資料配布を辞

める気配が全く無く、相変わらず人種民族的差別的資料ないし差別助長資料を配付し、さらに「原告は今も在籍して働いていると思うと虫唾が走ります」などと原告を攻撃する従業員の感想文を大量に配布するなど原告に向けた攻撃もより一層激しさを増すようになった。

このような事態を受け、原告としては、控訴審で前記①及び③の行為を差し止める請求を追加するとともに仮処分も申し立てた。

三 高裁判決の内容

(1) 高裁判決は第一審に引き続き、前記①②③の行為の違法性を認めた。

ア 前記①の人種民族的差別的資料ないし差別助長資料の配布行為については、憲法二四条、人種差別撤廃条約及びヘイトスピーチ解消法の趣旨に照らして、自己の民族の出自等に関わる差別的な思想を醸成する行為が行われていない職場又はそのような差別的な思想が放置されることがない職場において就労する人格的利益があると認められた上で、フジ住宅及び会長が、前記資料配布行為を使用者の優越的地位を背景に行った結果、職場において、朝鮮民族はすべて嘘つきであり、信用することができず、親中・親韓的態度を取る人物はすべて嫌悪されるべきであるなどといった意識を醸成させ、前記人格的利益を侵害したと認められた。

また、差別目的によるものではないなどというフジ住宅及び会長の弁解を退けて、差別を煽動する効果を有する行為を行ったことと変わりはないとして、違法性を認めた。

イ 前記②の動員行為について、使用者が自己の支持する政治活動への参加を労働者に促すことについては、たとえ参加を強制するものではないとしても、参加の任意性が十分に確保されている必要があるとして、その違法性を認めた。

ウ 前記③の原告攻撃の資料配布行為については、職場において抑圧されることなく裁判を受けることができる人格的利益を認めた上で、フジ住宅及び会長が優越的地位を利用し、本件訴訟の提起を非難する他の従業員や第三者の意見を、社内の従業員に対しても広く周知させ、原告に対し職場における強い疎外感を与えて孤立させ、本件訴訟の提起及び追行を抑圧したとして、このような人格的利益の侵害を認め、違法性を認めた。

(2) そして、高裁判決は、フジ住宅が、原判決で違法性が指摘されても省みることなく前記①及び③の行為を続けてきたことから、(a) 韓国の民族的出自等を有する者又は韓国に友好的な発言若しくは行動をする者に対する侮辱の文書及び(b) 原告を批判し又は誹謗中傷する文書と特定した上で差止めを認めさせた。

四 高裁判決の意義

高裁判決は、前記のように民族的出自等に関わる差別的な思想を醸成する行為が行われていない職場又はそのような差別的な思想が放置されることが無い職場において就労する労働者の人格的利益を認め、これを前提に、いわゆるパワハラ防止法の趣旨にも言及した上で、使用者が、労働者に対する関係で、民族的出自等に関わる差別的な言動が職場で行われることを禁止するだけでは足りず、そのような差別的な言動に至る源となる差別的な思想が使用者自らの行為又は他者の行為により職場で醸成され、人種間の分断が強化されることが無いよう配慮する義務があると認めた。これは、使用者が職場内において、差別的な思想が醸成されないよう積極的に配慮する一般的な義務を認めたものであり、レイシャルハラスメントの事案について今後広く活用できるものである。

さらに、高裁判決が一審判決後のフジ住宅社内の状況も踏まえて、損害賠償だけでなく、今なお続く資料配布の差止め及び仮処分まで認めた点も原告の人格的利益の実効的な保護の観点から意義が大きいといえる。

五 今後に向けて

フジ住宅は高裁判決の翌日にはさっそくHPで

上告する旨のコメントを出し、フジ住宅及び会長ともに上告・上告受理申立を行うとともに仮処分に対しても保全異議を行った。

他方で弁護士としては、仮処分について、間接強制の申立を行い、二〇二二年二月二十五日に間接強制の決定が出た。

フジ住宅は、前記保全異議や間接強制の審理の中で仮処分で禁じられた文書の配布はしないと明言しており、また実際仮処分決定以降は人種民族差別的な資料や歴史修正主義に関する資料、原告攻撃の資料の配付はしていない(もつとも未だに業務に関係の無い資料の配付は続けている)。この点は、仮処分決定の効果が大きかったといえる。

原告は、一貫して会社が変わって欲しい(働きやすかった元の会社に戻って欲しい)という思いを述べており、高裁判決後の記者会見でも、「今度こそ会社が変わってほしい」という思いを述べた。

職場における労働者の人格権保障のため、会社が変わって欲しいことを信じて今もなおフジ住宅で働き続ける原告とともに弁護士・支える会が一体となって今後も闘う所存であるので、青法協会員の皆様には引き続き大きなご支援をお願いする次第である。

性同一性障害特例法「未成年子なし要件」 最高裁決定

大阪 仲岡しゅん



1 二〇二二年末、我々が代理人となって申し立てていた家事審判事件で、性同一性障害特例法三条一項三号「未成年子なし要件」についての最高裁決定が出された。

弁護士間でもさほど認知度の高くない法律であると思われるので、前提から解説すると、「性同一性障害特例法」（以下、「特例法」）は、二〇〇三年に成立し翌年に施行された、性同一性障害を有する人々が法律上の性別（戸籍上の性別）を変える要件を定めた法のことである。性別違和を有する人々は一般的にトランスジェンダーと呼ばれるが、その中でも法律上の性別変更を望む者は、この法律に基づいて家庭裁判所に申立て、家裁の審判によって法律上の性別変更を行うこととなる。そして、法律上の性別変更を認める旨の審判がなされると、これに基づいて、戸籍の続柄欄の性別が変更される。例えば、それまで「長男」であった者が

「長女」へ、「二女」が「二男」へ変わるといった具合である。そしてこれに伴い、法律上の性別の取扱いが反対の性へと変わるのである。この特例法に基づき、現在に至るまで二万人以上の人々が法律上の性別変更を行っている。

2 私たちが本件で法令違憲を主張して争ってきたのは、特例法第三条一項三号に性別変更要件の一つとして定められている「未成年子なし要件」であった。

これは、法律上の性別変更を行う要件として「現に未成年の子がいないこと」を定めたものであり、裏を返せば、性同一性障害の当事者に未成年の子がいる場合には法律上の性別変更ができないというものである。つまり、ある者が性同一性障害という診断を受けた上で、ホルモン療法や性別適合手術を受け、たとえ本人の社会的実態や身体

的特徴が既に別の性にならなっていたとしても、未成年の子がいる場合には法律上の性別変更ができないのである。なお、これは実子の場合でも養子の場合でも同様である。

この要件は、親が性同一性障害であると子ども福祉に悪影響があるかのような、極めて差別的な偏見に基づいたものであり、立法当時から反対意見が根強く存在していた（なお、特例法制定時は「未成年子なし要件」ではなく「子なし要件」であった。つまり、立法当時は、たとえ子が成人していても法律上の性別変更ができなかったが、二〇〇八年の特例法改正の際に、現在の「未成年子なし要件」へと緩和されたという経緯がある）。しかしいざしれにしても、性同一性障害当事者の子を持つ自由・家族形成の自由が大きく制限されているという事の本質は変わらない。

しかしながら、この社会の現実には、実に多様である。親が性同一性障害を有していても良好な親子関係を築いている家庭は実際に存在するし、逆に、性同一性障害ではない親の下に生まれた子であっても、虐待やネグレクトがなされるなどという不幸な現実も存在する。結局のところ、その親子にとつての幸せは、その家庭によりけりなのであって、親の性別によって一概にどうこう言えるものではないのである。

また、そもそも性別違和があるかどうかと、自

分の子を持ちたいかどうかも全くの別問題である。性別違和を有しているも、子を持ちたいと願う者、家族が欲しいと願う者は当然ながら存在する。それにもかかわらず、前述のような偏見に基づく要件が特例法には未だ存在し、それにより同一性障害を有する者が子をなす自由、家族形成の自由は大きく制限されているという実情があるのだ。

このような要件が性別変更の法律要件として定められているのは、現在、日本のみである（なお、韓国でも同様の要件は存在するが、韓国の場合には法律要件ではなく裁判所の指針上の要件なので、個別の事案によっては例外的に認められるケースもあるようだ）。そして、この要件によって、本人の心身の実態は既に他の性別へと変わっているにもかかわらず、公的書類の記載や雇用の際の手續などで、本人の実態とは異なる法律上の性別において扱われるなど、性同一性障害当事者に社会生活上、様々な不利益を生じさせるという現実が生じていた。

3 我々は、「未成年子なし要件」以外の要件はすべて満たしているMTF当事者（男性から女性へと性別移行している者）と共に、同要件の違憲無効を主張して申立てを行った。

しかしながら、第一審の神戸家裁尼崎支部で

は、要旨、「営々と築かれてきた我が国の家族秩序とは異なる家族観」に反する、「未成年の子に心理的な不安や混乱をもたらし、親子間に影響を及ぼしたり、未成年の子を取り巻く学校や生活環境の中で差別等を生じたりすることを回避する必要性」がある、などという時代錯誤な理由により、申立ては却下されてしまった。また、即時抗告した大阪高裁でも、一番を踏襲した判断がなされた。そこで、我々は特別抗告をし、最高裁に判断を仰いだ。

4 特別抗告から約一年半が経ち、その最高裁決定は二〇二二年一月末に突然下された。その結果は、残念ながら多数意見は「合憲」、すなわち「未成年子なし要件」を維持するという判断であった。理由らしい理由もない、ある意味では最高裁らしい、残念な多数意見であったことは想像いただきたい。

しかし、大きな収穫であったのは、特例法の要件については初めて、「違憲」と明言する反対意見が宇賀克也最高裁判事から表明されたということである。反対意見は、憲法二三条から「自己同一性を保持する権利」を導き出した上で、生来的な女性と、医療的措置によって女性となった者とは、その自己同一性保持権の保障については変わるところがないという踏み込んだ言及がなされた

上で、「未成年子なし要件」は合理性を欠くものである旨の意見が表明された。その理由としては、法律上の性別変更は、既に外観上変更されている性別に戸籍を合致させるものであり子に対する影響は小さいこと、また若い感性を持つ未成年のほうが偏見なく当事者の存在を受け止める可能性があること、また仮に親の性別変更によって差別などが生じるのであれば、それは差別する側の偏見を是正すべき点などが挙げられ、我々が作成した特別抗告理由書の内容をほぼ踏襲するものであった。

5 前述の通り、最高裁の多数意見としては合憲判断であり、悪名高い「未成年子なし要件」を違憲無効に追いやることはできなかった。しかし、たとえ一人の最高裁判事であっても、性別移行のプロセスを理解した反対意見が表明されたことは、今後の法改正、あるいは更なる司法判断に向けた一筋の希望である。

我々は、この悪名高い要件の廃止に向け、更に闘いを続ける所存である。

プレサンス元社長無罪判決の報告

——特捜部はなぜ再び誤ったのか？

大阪 秋田 真志

一 プロローグ

「M学院の再建費用一八億円をT社に貸してほしい。校地が売れたら、その売却資金で返せませう。」

東証一部上場企業・プレサンスコーポレーション(以下「プレサンス社」)の山岸忍社長が、用地買収の責任者である部下Kから聞かされたのは、単純な話であった。M学院は再建のために学校移転を計画しているという。学校移転ができれば、旧校地を売却できる。しかし、学校移転のためには、新校地の確保、新校舎の設計、建築など多額の費用を要する。当面の資金として、数十億の費用がかかることは、決して珍しくない。不動産開発のプロである山岸さんからすれば、M学院の校地売却に先立つ再建資金として一八億円が必要だ

という話に、何の違和感もなかった。Kの進言にもとづき、M学院の再建となる一八億円をT社に貸し付けた。その一年四ヶ月後、M学院が校地を売却すると、一八億円がT社から山岸さんに返済された。つまり、山岸さんから見れば、学校再建のために一八億円を貸し付け、その貸付金が、学校からT社を通じて返ってきた、それだけのことである。まさかその貸付が、自分を逮捕し、プレサンス社を窮地に陥れる理由に使われることなど、全く予想もできなかった。

二 特捜部の狂った見立て

山岸さんが、特捜部から任意出頭を求められたのは、一八億円の貸付から三年七ヶ月経った二〇一九年一〇月末のことであった。任意の取調べを行った特捜部検察官の言葉に、山岸さんは愕然とする。山岸さんが貸し付けた一八億円のお半が

M学院には支払われず、検察官によれば、M学院の新理事長が個人的に流用していたというのである。そして、山岸さんが返してもらった一八億円は、新理事長がM学院から横領した二億円の一部だったというのである。山岸さんが聞かされていた「学校の再建資金」とは全く話が違う。しかも横領である。山岸さんが驚くのは無理もない。しかし、検察官の話を聞いても、山岸さんは自分に何らかの疑いがかかっているとは思わなかった。当然であろう。再建資金と聞いたからこそ、一八億円もの貸付をしたのである。「横領」を前提として、個人に一八億円を貸す人間などいない。しかも、山岸さんはコンプライアンスを最重視する上場企業のトップである。「横領」を前提とするはずがない。

ところが、特捜部の見立ては違った。驚いたことに新理事長の横領の黒幕が、山岸さんであるかのようなストーリーを描いていたのである。大阪地検の中で誰がそのような見立てを描いたのかは不明であるが、妄想としか言いようのない荒唐無稽な見立てであった。

三 特捜部の暴走

もちろん、事実は小説より奇なり、と言うこともありうる。一見荒唐無稽に見えるようなストーリーであっても、証拠による裏付けがある場合も

あろう。しかし、この事件は全く逆であった。山岸さんに一八億円の貸付を依頼した部下KもT社のY社長も、特捜部検察官に対し、当初の取調べで「山岸さんにはM学院への貸付を依頼しただけである。新理事長個人に貸すなどと説明していない」と供述していたのである。しかも、その供述を裏付ける客観的証拠があった。KとY社長は、一八億円がM学院へ貸し付けられるという説明文書を作成し、山岸さんに渡していたのである。

これに対し、特捜部は信じられない行動にでた。取調べにおいて、KとY社長をそれぞれの取調べ担当検察官が恫喝し、あるいは脅迫し、山岸さんの関与を認める虚偽の供述調書を作成したのである。具体的には、Y社長に対しては、「山岸さんの関与がないと、Y社長の刑事責任は、二二億円を横領した新理事長と同等になる」と脅した。Y社長は、取調べ検察官の言葉に驚愕し、「助けてください」と懇願する形で、「山岸さんには、新理事長個人に貸すと説明した」などと供述してしまったのである。Kの取調べ検察官は、Kをさんざん怒鳴りつける取調べを続けていたが、それでもKが山岸さんの関与を認めないとみるや、「(Kは、確信的な詐欺であり、プレサンスの評判を貶めた大罪人である、損害は一〇億、二〇億では済まない)などと脅しつけたのである。特捜部検察官から、「確信的な詐欺」「大罪人」と呼ばれて、

恐怖を感じないものはないであろう。Kもまた、「山岸社長には、新理事長個人に一八億円を貸すと説明した」と供述を変えたのである。その供述は、どうみても客観証拠と矛盾するものであった。そして、それら虚偽供述をもとに、特捜部は山岸さんを逮捕・勾留し、起訴したのである。

以上の経過を見て、再び歴史が繰り返されたと感じた人も多いであろう。客観的証拠を無視した形で、部下や関係者の供述を歪曲し、上位者を犯罪者として陥れる。あの厚労省元局長事件と全く同じ構造である。同事件の反省から最高検が定めた「検察の理念」(二〇二一年九月)には、「あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である」「無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む」「被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う」「取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める」といった美辞麗句が並んでいる。プレサンス事件は、検察の理念が悪い冗談かのように思えるほど、ナ

ンセンスな捜査が、よりにもよって、大阪地検特捜部で行われたのである。

四 無罪判決

もつとも、厚労省元局長事件とプレサンス事件との間には、大きな違いがあった。K、Y社長の身体拘束後の取調べの全過程が可視化されていたことである。前記の特捜部検察官による違法取調べの実態は、可視化媒体から具に明らかになった。Kは、公判でも、山岸さんに新理事長個人への貸付と説明したかのような証言をしたが、その証言は、可視化媒体に残された否定供述と矛盾し、さらに客観的証拠とも全く整合しなかった。

Y社長は、公判において、捜査段階の供述を否定し、その供述は強要されたものであることを明確に証言した。

裁判所は、Kが捜査段階の取調べで山岸さんの関与を否定したことに對し、検察官が「詐欺」「大罪人」などと罵倒する場面の可視化媒体を採用して取調べた。また、検察官が刑法三二条一項二号書面として請求したY社長の検察官調書は、特信性なしとして却下した。

その上で、二〇二二年一〇月二八日、大阪地裁第一四刑事部は、山岸さんに対し、無罪判決を言い渡したのである。

五 まとめに代えて

—可視化から立会い、そして
目的外使用禁止の除外へ

冷静に事件を振り返れば、山岸さんの無罪判決は当然のことのように思える。しかし、実際には取調べの可視化がなければ、K、Y社長の虚偽供述の経過を明らかにすることは困難であった。可視化があったからといって、その経過を明らかにすることが簡単だった訳ではない。K、Y社長の取調

べはそれぞれ約七〇時間に及んだ。その取調べの反訳書は、一四〇〇ページから一六〇〇ページにもなる。その膨大な資料の中から、供述過程を明らかにすることは決して容易なことではなかったのである。そもその問題として、可視化されている中でも、虚偽供述を誘発する違法な取調べがなされていたこと自体が問題である。可視化は有益であるが、残念ながら万能ではない。取調べへの弁護人立会いが真剣に議論されなければならない。もう一つ、深刻な問題がある。特捜部検察官ら

の違法取調べの状況は、裁判所が採用し、法廷で再生された以外に、国民が目にするのではないことである。開示証拠の目的外使用が厳しく禁止されているからである(刑訴法二八一条の四、五)。これでは国民のほとんどが、違法取調べの実際を知ることができない。SNSを禁じ、戦争の実際を国民の目から遠ざけようとする某国と同じである。違法取調べを明らかにする公益目的のためには、関係者のプライバシー等に配慮しつつ、目的外使用禁止の例外を認める法改正が必要である。



シリーズ
コロナ禍における人権問題⑤

中小企業の現場でおきていること

—コロナ、高齢化、地域経済の空洞化、
カーボンニュートラル、原油高騰と世界政情不安



東京
原
和良

2 コロナ禍以前の中小企業の状況

番目に少ないという(帝国データバンク)。何故、このような現象となったのか。一つは、二〇二〇年三月にはじまった、政府系及び民間金融機関の「ゼロゼロ融資(無利子・無担保融資)」による支援である。経済産業省によると、実質無審査での同融資は約四〇兆円に上っている。更には、持続化給付金やコロナ休業支援金、都道府県を通じた時短営業協力金、などが中小企業・事業者の生業を下支えした結果である。

1 コロナパンデミック

二〇二〇年の春から日本を襲っている新型コロナ感染拡大による社会経済への影響は計り知れない。

当時私たち中小企業経営者と付き合いの多い弁護士は、中小企業の倒産・破産が激増するのではないかと危惧をしていた。しかし、ふたを開けてみれば、二〇二二年の倒産件数は、前年比二三%減の六〇一五件で、一九六六年に次いで過去三

コロナ禍が到来する前の中小企業が、順風満帆だったわけではない。少子高齢化と地域経済の空洞化が続く中で、経営者の高齢化が進み、七〇歳を超えても後継者が見つからない企業は過半

数を超え、泣く泣く黒字廃業を余儀なくされ、地域経済を更に沈滞させる悪循環にあった。

企業数の九九・七%、雇用者数の六八%を占める中小企業は、日本と地域経済を支える屋台骨である。しかし、しばしば大企業との格差―労働生産性、付加価値率、労働時間・賃金・福利厚生をはじめとした劣悪な労働環境、IT化の遅れ、などが長らく指摘され、その改善が喫緊の課題となっており、政府もその改善を後押ししていた。

しかし、コロナ禍突入による「非常事態」は、これらの課題への取り組みを一気に後景に押しやってしまう結果となった感がある。

3 これからの中小企業

さて、これからの中小企業はどうなっていくのだろうか。危惧されているのが、「ゼロゼロ融資」の返済が多額の中小企業で始まる今年(二〇二二年)四月以降の返済問題である。多くの中小企業は、急場をしのぐために無審査で融資を申し込んだ。確かにそれで一息はつけた。しかし、実際には返せるあてがあつての借入ではない企業も相当数に上る。

四月から本業でも収益を改善し、返済も開始する、という二重の高いハードルを超えられない企業の破たんが危惧されている。

既に、二〇二一年の九月以降は、企業の月別倒

産件数は過去最多を更新し続けており(二〇二二年二月は例外的に減少)、この傾向は今年一年間増えることはあつても減る要素はない。

また、コロナ禍が中小企業・事業者に与える影響で特徴的なのは、インバウンド需要の増加などを見越して設備投資も行っていた旅行・観光業、時短要請などで営業機会が減少している飲食業、外出自粛などで需要が大きく落ち込んだアパレルなどの消費関連の企業など、特定の産業分野に大きなしわ寄せが集中していることである。

レストランなどの飲食店では、弁当や調理品のデリバリーなどに業態を変更し、収益確保に努力をしており、また行政も業態転換に対して補助金等で支援の対策を打っているが、それで落ち込みをカバーできた中小企業・事業者がどれだけいるだろうか。

4 中小企業の撤退は地域の死活問題

日本における事業の廃止という観点で状況を見た場合、実際上は、倒産・破産という債務超過を理由とした中小企業・事業者の事業廃止より、休業・解散という事業の廃止がはるかに多い(二説によれば、倒産の九倍以上が、黒字廃業と言われている)。

二〇二二年の休業業・解散は、五万四七〇九件で、そのうち五六・二%が当期純利益で黒字の事

業者、六二%が、資産が負債を上回る状態での休業業・解散、であつたという。

すなわち、このまま事業を継続しても、後継者問題ははじめ事業維持・成長の見通しが立たないため、黒字のうちに店じまいをしようという経営者が多いということだ。それはそれでハッピーリタイアのようにも思えるが、地域からは活気が消えてしまい、そこで働いていた人々の雇用は奪われる。その意味で、中小企業・事業者の事業撤退は、その地域の経済にとって死活問題なのである。

5 中小企業の危機は人権問題そのもの

中小企業・事業者は、エネルギー問題ではカーボンニュートラルへの転換が求められ、IT化に向けた投資も行わなければ競争に勝ち抜いていくことができない。

コロナ禍不況に追い打ちをかけるように、ロシアによるウクライナ進攻が始まった。資材や食物の大半を海外からの輸入に頼る日本経済は、コロナ禍に加え、今世界平和の危機の中で、原油の高騰も加わり、原材料・食物の値上がりと物流コストの上昇に直面し、危機に立たされている。

中小企業・事業者の危機は、地域経済と雇用の危機に直結する問題であり、今日の状況は、まさに人権問題そのものであるという認識を共有する必要がある。

公安警察による情報提供を断罪

岐阜・大垣警察市民監視事件に判決

岐阜 山田 秀樹

◆事件の概要

大垣警察市民監視事件とは、岐阜県大垣市の住民四人が原告となつて、公安警察による市民監視は憲法違反だと責任追及をしている裁判です。

二〇一四年七月の新聞報道によつて、岐阜県警大垣署の警備課（公安警察）が中部電力子会社のシートック社（シ社）に、同社の進める風力発電施設建設をネタに、少なくとも四回の情報交換を持ちかけ、原告らについての情報を提供し、警戒を呼び掛けていたことが発覚しました。情報交換についてシ社が議事録を作成していて、これが新聞社に持ち込まれたのです。

原告四人は、情報交換によつてプライバシー権などを侵害されたとして、岐阜県に損害賠償請求を、岐阜県と国に保有している個人情報抹消

請求を求めて裁判を起しましたが、この度（二〇二三年二月二日）、岐阜地方裁判所は判決を言い渡しました。

裁判では、①大垣署がシ社に原告四人の個人情報を提供したことは違法か、②公安警察が四人の個人情報収集し、保有していることは違法か、③県と国に対する個人情報抹消請求が認められるかが、争点となりました。

◆情報提供を断罪

判決は、①の個人情報の提供についてプライバシーの侵害であるとして違法性を認め、県に対し四人にそれぞれ五五万円の支払いを命じました。

原告らは、公安警察による情報提供及び情報収集・保有の法律上の根拠がないと主張していましたが、判決は、警察法二条一項の責務の存在から、

法律上明文の根拠がないことをもって直ちに違法となるものではないとし、個別具体的な判断を行うとしました。この点は、課題として残りました。

次に判決は、個人の私生活上の自由の一つとして、「何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由」を有するとし、そのような情報の第三者提供は原則的に違法であり、「正当な理由」が必要であるとしました。そして、「正当な理由」の有無の判断については、情報提供の目的、必要性、態様、提供された情報の私事性及び秘匿性、個人の属性、非侵害利益の性質などの事情を総合考慮する必要があるとし、次のとおり判断しました。

【情報提供の目的】 主たる目的は、風力発電事業に関する原告らの動向等の情報を収集することにより、原告ら及び法律事務所が連携して風力発電

事業に反対する市民運動を展開する可能性がある
か否かを把握することであった。

【情報提供の必要性】 情報交換の時点で原告らの活動によって公共の安全と秩序の維持に危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかったばかりか、抽象的にも生じていたとはいえず、情報提供の必要性があったとはいえない。

【情報提供の態様】 情報交換の経緯等から、積極的に、意図的、継続的であった。

【情報の私事性・秘匿性など】 提供された原告らの情報のうち、過去に公表された市民運動に関するものや経歴が含まれていたことからプライバシー性が問題となりましたが、永続的に第三者に提供されることを当然に許容していたものとはいえず、プライバシー情報であるとなりました。

その上で、「大垣警察は、シーテック社に対し、原告らの情報を提供する必要があったとは認め難い状況であったにもかかわらず、原告らのプライバシー情報を積極的に提供したものであり、これにより、原告らのプライバシー情報をみだりに第三者に提供されない自由を侵害したものと認められる」として、情報提供の違法性を認めました。

そして、原告らの損害について、提供された情報の中に思想信条に関連する情報が含まれていて、これらはプライバシーに係る情報の中でも要保護性が高いとして、大垣署の情報提供の具体的な態

様が悪質であることも考慮し、原告各人につき慰謝料五〇万円、弁護士費用五万円を認めました。

もともと、岐阜県警は、四人の抗議に対して、「通常行っている警察業務の一環」であると回答し、警察庁警備局長も国会で同様の答弁をしていました。誰かがミスをして情報が漏れたのではなく、警察が「通常業務」と言っていることを裁判所が違法と判断し、断罪したことは大変重要な意味を持ちます。

◆判決の不十分な点

しかしながら、②の個人情報の収集・保有については、「何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに収集、保有されない自由を有」すると認め、本件において収集・保有の必要性が高くないことを認めながらも、原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には「公共の安全と秩序の維持」を害するような事態に「発展する危険性がないとはいえない」とし、収集・保有の違法性を認めませんでした。しかし、このような理屈で収集・保有の必要性を認めてしまうのであれば、公安警察の情報収集等は常に正当化されることになってしまいます。

また、③の個人情報の抹消請求については、情報が特定されていないとして却下をしました。しかしながら、判決は、警察が収集し、保有している情報があることを認めてもいます。少なくとも

その部分について情報は特定されており、判決は矛盾しています。

原告四人は、この部分の判断を不服として控訴をしました。また、県も控訴をしました。引き続き名古屋高裁で審理が行われることとなります。

◆公安警察に法の網を

刑事事件の捜査を行う刑事警察は、刑事訴訟法や犯罪捜査規範などの法的ルールに則って手続を行わなければなりません。これに対して、公安警察による個人情報の収集・保有・利用・提供には何の規制もありません。県は、警察法二条一項の「公共の安全と秩序の維持」が根拠になると主張していましたが、それ以外にルールがありません。事実上野放しになっています。公安警察による個人情報の取扱いについての法的なルール作りが急務です。また、警察に対しては、公安委員会が管理機関として位置づけられています。その形骸化が言われて久しい状況です。実効性のある第三者機関が求められるところです。

この間、マイナンバー法、特定秘密保護法、共謀罪法、デジタル監視法、重要土地調査規制法が次々と制定され、国民監視が一層進んでいます。監視は、政府に対して「もの言う」市民に対して向けられています。「もの言う」自由を守るべく、この事件を闘っていきたいと思います。

旧優生保護法訴訟 大阪高裁『逆転勝訴』判決

たまの
大阪 辻川 圭乃
(旧優生保護法大阪訴訟弁護団)

1 逆転勝訴判決

令和四年(二〇二二年)二月二三日、大阪高等裁判所において、旧優生保護法に基づいてなされた優生手術等に対する国家賠償請求訴訟の控訴審判決が言い渡された。

「主文 原判決を変更する。」

太田裁判長の声が、法廷に静かに響いた。逆転勝訴判決の瞬間であった。

本判決は、控訴審としては初めての判決であり、同時に、請求を認容した初めての判決であった。

2 大阪地裁判決(原判決)

原判決は、旧優生保護法の四条ないし二三条の各規定について、その立法目的は、特定の障害ないし疾患を有する者を一律に「不良」であると断定するものであり、それ自体非人道的かつ差別的であるとし、その手段においても、手術により卵管あるいは精管を結紮して不可逆的に生殖機能を喪失させるなど明らかに合理性を欠いており、到底是認できないとした。よって、同各規定は、子を産み育てるか否かについて意思決定をする自由及び意思に反して身体への侵襲を受けない自由を明らかに侵害するとともに、特定の障害等を有する者に対して合理的な根拠のない差別的取扱いをするものであり、憲法二三条、一四条一項に反して

違憲であると判示した。

その結果、国会議員による違法な立法行為を原因として、原告らに対して優生手術が実施され、原告らは損害を被ったのであるから、原告ら(優生手術を受けていない配偶者も含む)は、被告国に対して、国家賠償法一条一項に基づく損害賠償請求権を取得するとした。

しかし、優生手術時から、すでに二〇年以上が経過しているので、原告らの取得した各損害賠償請求権は、除斥期間の経過により、いずれも法律上当然に消滅したとして、原告らの請求を棄却した。

3 除斥期間の壁突破に向けて

旧優生保護法は、昭和十三年(一九四八年)に成立した法律であり、平成八年(一九九六年)に母体保護法に改正されてからでも、すでに二〇年以上が経過していた。

(1) 除斥期間の起算点

原判決は優生手術が実施された時を起算点とした。確かに、民法七二四条後段には、「不法行為時」とある。しかし判例の中には、筑豊じん肺訴訟や水俣病関西訴訟のように、損害が明らかになった時など不法行為時以外を起算点としているものもある。

優生手術をされたことで、生殖機能は即時に失われるが、同時に、手術をされたことにより、「不良な国民」とみなされ、以降ずっと差別や偏見

に晒され続ける状態となる。その状態が続いている間は、損害が生じているとみるべきである。

「元の身体に戻して欲しい」、これは原審で知的障害のある控訴人が絞りだすように陳述した言葉である。その控訴人の下腹部には、今でも優生手術の手術痕がある。心と身体に残った傷跡は、五〇年が過ぎた今でも、控訴人を苦しめているのである。

(2) 除斥期間の適用制限

これまで、除斥期間の適用制限が認められた最高裁判例は、平成一〇年（一九九八年）判決と平成二二年（二〇〇九年）判決の二つがあり、いずれも、被害者側に客観的に提訴が不能もしくは著しく困難な状況があり、加害者側が、その状況を作り出したといえる場合である。そのような場合に、除斥期間を適用して加害者を免責することは、著しく正義・公平の理念に反するとして、除斥期間の適用を制限した。

知的障害のある控訴人は、手術を受けたことを姉以外誰にも言えなかった。夫にさえも。それは、優生手術の被害者であることが知られることを恐れたからである。優生保護法とそれを強力に推進した国の施策は、根強い社会的な差別と偏見を蔓延させた。控訴人の身体に今なお残る傷は、まさに国が押した烙印（ステイグマ）にほかならない。そんな控訴人に、到底国を訴えることなどできたはずなどないのである。

また、聴覚障害のある控訴人が手術をされた当時、控訴人らの身近には手話通訳をしてくれる人は誰もいなかった。何も情報が入ってこない中で控訴人らに何ができたと言えるのだろうか。その状況はそれから二〇年経った後でもほとんど変わってはいなかった。

国は、障害者が司法にアクセスすることを拒んでいるさまざまな障壁を除く努力をしようとしてもいないで、優生手術から二〇年の間に裁判をしなかったのだから、もう損害賠償請求権は消滅したと主張した。そして、原審もそう認定した。

しかし、控訴人らは裁判をしなかったのではない。できなかったのだ。今でさえ、手話通訳がいなければ、法廷で意見陳述もできないばかりか、手話通訳費用は裁判に負けた方が負担しなければならぬ。

優生保護法という極めて非人道的かつ差別的な法を作り、優生施策を推し進めた国は、除斥期間で守られて免責され、訴訟費用も一切負担しない。それで、正義・公平といえるのだろうか。

控訴審では、裁判所には、「一步前へ出て」、少数弱者である控訴人らの救済を果たすべきだと強く訴えた。

4 「一步前へ出て」大阪高裁判決

その結果、大阪高裁は、優生条項の違憲性を認

めたうえで、旧優生保護法の規定による人権侵害が強度である上、国が同法に基づく優生政策を強力に推し進めた結果、障害者等に対する差別・偏見を正当化・固定化、更に助長してきたことで、控訴人らへの訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあったことに照らすと、除斥期間の適用をそのまま認めることは、著しく正義・公平の理念に反するとして、適用を制限して、控訴人らへの賠償を命じたのである。

まさしく矜持を持って「一步前へ出て」、人権擁護の最後の砦としての司法府の役割をここに示してくれた判決と高く評価したい。控訴人らの無念の思いが裁判官の心に届き、山を動かした瞬間であった。

5 上告受理申立

国には、大阪高裁が、高齢の控訴人らを慮り、司法府としての矜持をもってなした判断を重く受け止めて、上告などせず、速やかに本判決を確定させること、及びすべての旧優生保護法による被害者への十分な救済を図る措置を講じることを求めたが、三月七日、国は上告受理申立を行った。

今後は、最高裁判所にフェーズが移るが、大阪高裁判決には何らの判例違反もないのであるから速やかに却下決定を求めていきたい。

大阪市組合事務所団交拒否事件

— 大阪高裁勝利判決の確定と意義



大阪 谷 真介

一 はじめに

大阪市役所労働組合(全労連加盟の少数組合、以下、大阪市労組または、市労組)の組合事務所との供与に関する団交申入れに対する大阪市の団交拒否につき、大阪府労働委員会が行った救済命令の取消を大阪市が求めた訴訟で、本年(二〇二二年)二月四日、大阪高裁(大島眞一裁判長)は、大阪市側の請求を棄却した地裁判決を維持する判決を言い渡した。大阪市は上告を断念して、同判決は確定した。二〇二二年二月に誕生した橋下徹市長時代から一貫して組合事務所に関する団交を拒否してきた態度を改め、一〇年ぶりに交渉が開催されることとなった。

二 事案の概要

二〇二二年に始まった組合事務所の退去を巡る闘いでは、労働委員会では大阪市の不当労働行為が断罪されたが、裁判では不当な高裁判決・高裁判決定(二〇一七年二月一日)が出され、大阪市労組は、断腸の思いでこれまで守り抜いてきた本庁舎の組合事務所を明け渡すこととなった。

他方、団交拒否を巡る闘いでは、大阪市が二〇二二年度使用不許可処分時以降、組合事務所の使用その他を交渉議題とする市労組の団交申入れを

管理運営事項(地公法五五三条三項)や労使関係条例を口実として一貫して拒否していた。組合事務所

所明け渡し後の二〇一七年三月に行った組合事務所との供与についての協議や不供与の理由の説明、

組合の不利益の回避、代替措置の存否・条件の協議などを団交事項とした団交申入れに対しても、

団交を開催しなかった。そこで市労組は、二〇一七年九月、府労委に救済申立を行った。そして、

二〇一九年一月には府労委が団交拒否を労組法七

条二号、三号違反と認め団交応諾、誓約文の手交

を命じる救済命令を交付し、大阪市が大阪地裁に提起した取消訴訟でも、二〇二二年七月二日に大阪地裁が大阪市の請求を棄却する判決を言い渡した。大阪市が控訴したため、大阪高裁に闘いの場

が移っていた。

三 大阪高裁判決の概要と意義

(1) 申立人適格について

大阪高裁は、いわゆる混合組合(地公法適用職

員と労組法適用職員の双方によって構成される組合の問題について、複合性格説を前提に、労組法適用職員の構成比にかかわらず申立人適格があるとした。先例に則した判断ではあったが、大阪市労組には労組法適用職員が三名しかいなかったため、極めて少数でも労組法適用職員がいれば救済申立制度が利用できるとの判断には実践的な意義がある。

(2) 義務的団交事項、管理運営事項論について

義務的団交事項については、地公労法第七条は、同条に列挙されている事項（主として労働条件に関する事項）に義務的団交事項を限定する趣旨ではないとし、労働条件等の団体交渉が円滑に行われるための基盤となる労使関係の運営に関する事項は義務的団交事項となり得ると判断した。

また組合の申入事項のうち、組合事務所の不供与による不利益の回避や代替措置の存否、条件の検討状況など管理運営事項以外のもが含まれると判断した上で、①管理運営事項に該当するか確認ができていないなどとして団体交渉ができていない状況が何年も継続していたこと、②組合事務所の使用許可不許可処分に関する手続的な決着がついた状況の下であったこと、③管理運営事項にあたらない事項を含む申入れがされ、大阪市も管理運営事項に当たらない事項があることを認識していたこと等の事情から、大阪市が交渉事項とな

し得る可能性のある事項を具体的に挙げて確認するなどの方法により団交可能な事項を具体的に確認すべき立場にあったとして、このような確認をせずに団交を拒否してきた大阪市の態度を正当な理由のない団交拒否に当たるとした。

これは、地公労法が適用される自治体職員で構成される労働組合について、法律の定め方が不十分であり、義務的団交事項にあたらなかった古い先例もあつた中、労使関係に関する事項も義務的団交事項となることを認めた点に意義がある。また、(一定の条件付きではあるが)管理運営事項とそうでない事項が混在する場合に使用者の積極的な確認をする義務を認めた点は、いずれも自治体の労働組合の今後の闘いに大いに活用できる。

(3) 支配介入性について

さらに、二〇二二年の橋下(維新)市長登場以後、一貫して組合に対して不誠実な対応を続けた大阪市の対応や大阪市が別件の市労連の事件で不当労働行為の救済命令も受けていたこと等も踏まえ、前記団交拒否が支配介入(労組法七条三号)にもあたると判断した。

四 勝利判決の確定と今後の課題

本判決は、何かにつけて「管理運営事項」を持ち出して団交拒否を正当化しようとする一部の自治

体当局に対する牽制となるものであり、公務員組合の団交権を形骸化、空洞化させない闘いの成果である。また大阪市労組のように少数でもたたかう組合があつてこそ、使用者である自治体による団結権侵害、不当労働行為の違法性を社会に問うことができることを示した。何より維新型市政により、市民と職員、労働組合の分断の狙いが進められてきた中心地である大阪市における少数組合の闘いで勝利を得たことは大きな成果である。

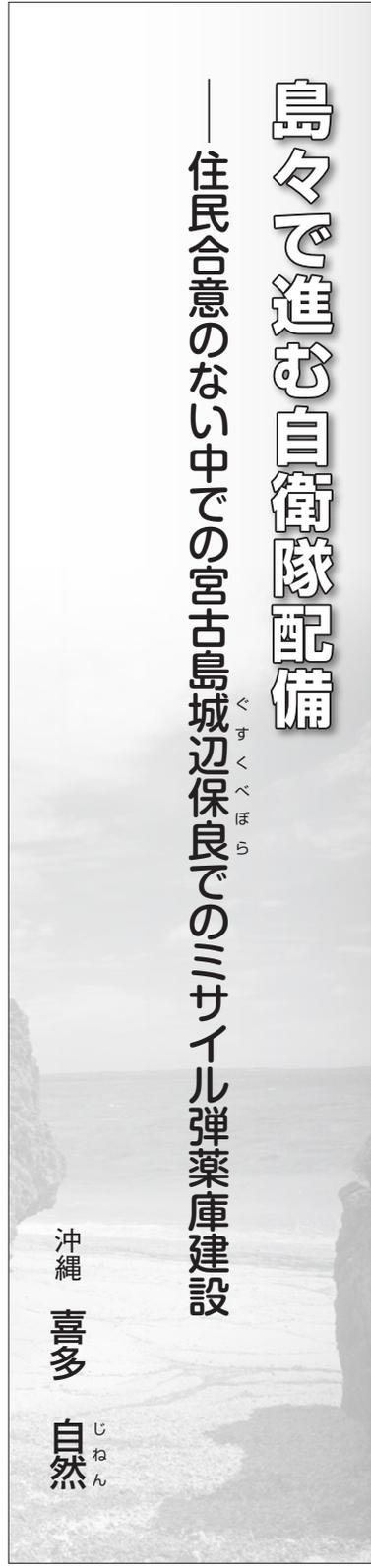
大阪市労組では、先行する組合事務所裁判が終結した後も団交の問題で闘いを続けることを決意した際、組合内で確認したことがある。それは、この闘いは大阪市における異常な労使関係を正す一つの手段にすること、市民とともにたたかう労働組合が少数でも大阪市という巨大自治体の中で旗を掲げ続ける意味を、住民の権利と暮らしを守る市民との共同の取り組みの中で自ら伝える努力を続けなければならないことである。

団交問題は労働委員会、また司法において勝利にて決着をみたが、これは住民本位の自治体を取り戻すスタートラインにたったにすぎない。今後大阪市の労組の新たな闘いに期待したい。

(団交拒否事件の弁護団は、豊川義明、城塚健之、富田真平の各弁護士と私)

島々で進む自衛隊配備

—住民合意のない中での宮古島城辺保良でのミサイル弾薬庫建設



沖縄 喜多 自然

一 宮古島市城辺保良(ぐすくべほら) 地区への陸上自衛隊弾薬庫配備

国は、この約一〇年間で、南西諸島の防衛力強化のために南西諸島の島々で自衛隊配備を進めてきている。とくに奄美大島、宮古島、石垣島、与那国島などでは、それぞれ数百人規模の新たな駐屯地の建設やミサイル部隊の配備などが進み、そのような軍事化により小さな島々に住む人々の生活が脅かされ、貴重な自然が破壊されている現状が生じている。

宮古島市の城辺保良地区では、陸上自衛隊のミサイル弾薬庫の建設が進められている。二〇一九年に島内のゴルフ場跡地に完成した宮古島駐屯地にはすでに地对艦ミサイル、地对空ミサイル部隊が配備され、運用が開始されており、保良地区で

はそのミサイル部隊の弾薬保管を目的にして、弾薬庫(合計三棟の予定)の建設が進んでいる。

弾薬庫の周りには保良集落(約一八〇世帯)と七又(ななまた)集落(約三〇世帯)があり、最も近い民家までは約二〇〇メートル、両集落とも弾薬庫から約一キロメートル圏内にある。いずれも高齢者が中心の世帯である。

陸上自衛隊の教科書(教範)では、地对艦誘導弾(ミサイル)が火災に巻き込まれた際に爆発するまでの時間は約二分とされ、その際は一キロ以上離れるか物陰に隠れるなどの対応が示されている。弾薬庫火災時の対応や避難方法についても、防衛省からは機密情報に関わるといった理由で具体的な説明はなく、有事だけでなく平時においても住民が危険と隣り合わせの生活を強いられる状況にある。

高い山がなく地下水を生活の頼りにする宮古島の住民にとっては、更なる軍事化により水質の悪化や帯水層の破壊などのリスクを抱えることになる。

二 国の法令遵守(コンプライアンス)の 欠如と住民合意のない中での 弾薬庫建設

弾薬庫建設現場の土地は、もともとある鉱山開発会社が琉球石灰岩の鉱山(採石場)として利用していた場所で、国は鉱山開発会社から土地を買い取って弾薬庫建設を進めてきた。しかし、敷地内には鉱山開発会社の名義となっていない土地がいくつも残っており、そのままでは国に売却できないことから、鉱山開発会社がそれらの土地の名義人の相手を相手に裁判を起こしていた。鉱山



開発会社は、二〇年以上鉦山として占有している
 ので時効取得により所有権を取得したと主張して
 いる。
 裁判を起こされた人たちの中には、自分たちの
 先祖の土地が弾薬庫に使われるのは許されないと
 いう思いを持っている人もいて、二つの裁判で争っ
 てきた。
 二〇二〇年二月に二審判決、二〇二二年一〇月
 に控訴審判決があり、争っていた二件のうち一件
 については、鉦山開発の資料の中に、他人の土地
 であることを前提にして利用する内容の記載があ

ることから、自己所有地として占有してきたとは
 認められない(他主占有)として、鉦山開発会社
 の時効取得の主張を認めなかった。鉦業権を設定
 した際の資料に、この土地が「自己所有地」ではな
 く「契約地」と記載されていたことや、当時売買
 等により所有権を取得したという根拠に乏しいこ
 となどから、他主占有事情があると裁判所は判断
 した。
 もう一件については、少なくとも土地の一部は
 鉦山開発から外れた場所だったため、占有の事実
 が認められないことを主張したが、全体として採

掘区域に入っているとの理由で占有が認定され、
 鉦山開発会社の時効取得が認められた。
 前記の判断は、二〇二二年三月に確定している。

国が、土地の権利を取得できない状況のまま弾
 薬庫という公的施設の建設を進めている現状は、
 法令遵守(コンプライアンス)という観点からも問
 題がある。住民の声に耳を傾けることなく一方的
 に建設を進める国の態度自体が問われるべきであ
 る。

三 今後のこと

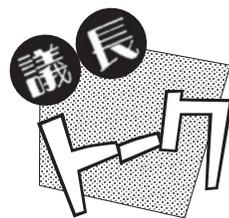
火災の場合に誰が消火活動や市民の避難を行う
 のかなども明らかにされておらず、住民への説明
 を拒否し、住民合意のないまま弾薬庫配備計画が
 進められている現状がある。

重要土地規制法により今以上に情報収集や監
 視などの市民活動ができなくなることも懸念され
 る。

前記の裁判も、島の生活を守ろうとする地元住
 民の熱心な取り組みの一つである。

この件は、沖縄の赤嶺朝子会員と喜多が取り組
 んでいます。





「立教大学 人権ゼミのこと (その2)」

立教大学人権ゼミの話の続きです。パソコンの中に残っていた初年度の活動報告やレジュメを見返してみると、結構色々やっています。

私が参加していたハンセン病国賠東日本訴訟の口頭弁論を第一回から第五回まで傍聴してもらいつつ、争点の解説をしました。損害

の包括一律請求とは何か、消滅時効や除斥期間を如何に乗り越えるか、個々の強制隔離が賠償対象なのか、差別を助長・強化しつつ解消しなかった国の不作為が問題なのか、国会の立法不作為はどのようなときに認められるか、など。当時の弁護団の議論や私個人の起案の悩みなど、プライベートに注意しつつ、取り扱っていました。八月と二月には草津の療養所で合宿もしますね。訴訟の検証手続の準備のため、重監房や園内施設の資料集めや文字起こしをやってもらいました。

時に民法や民訴法の基本的な論点に戻る必要もありました。不法行為、物損と人損の違い、症状固定と後遺症、過失相殺、主張・事実・証拠の違い、直接証拠と間接事

実、反証など、一生懸命に解説していました。話すためにレジュメを作ったり、質問に答えたりしていると、自分の思考が整理されたり、誤りを発見したりして、こちらのためになります。

労働弁護団や青法協の修習生向けの企画に参加させたり、個別に弁護団にお願いしたりして、少年事件、日立女性昇格差別裁判、戦後補償(平頂山、七三二部隊、南京大虐殺)、ヤコブ訴訟、過労死事件、日の出町ゴミ廃棄場問題など、当時東京地裁で係属していた裁判を、できるだけ見せたと思います。

生の事件や事実につれ、当事者から話を聞き、弁護士が問題に対して、どのように法律や裁判を使うのか、闘うのか、裁判官にどのように伝えるのか、そんなことを伝えようとしたのだと思います。これは私が大学の人権ゼミや青法協修習生部会で学んできたことでした。それに、実践する立場になって直面した裁判の厳しさや責任の重さを加え、弁護士が集団で工夫して立ち向かう姿を見せました。何より、原告が社会に訴え、世論を変え、道を切り開いていく強さと輝きは、大学の授業では得にくい学びになったと思います。

幸い、ゼミは好評でメンバーが増えていき、二〇〇〇年(二年目)の春には新入生が

たくさん入り、一〜三年生で二〇名くらいになりました。ちょうど第一子の娘が生まれ、育休を取っていたころ、新歓企画の打ち合わせのため、私の自宅近くのデニーズに学生に来てもらい、生後一か月余りの娘を抱えて行った記憶があります。

なぜか女子学生が圧倒的に多く、事務所にゼミ生が集合すると独特の賑やかさに包まれるにうるさい」と事務所で問題になりかけたことが、先輩方が庇ってくださいました。

年一〜二回、草津のハンセン病療養所で行う合宿は恒例となりました。ハンセン病国賠訴訟東日本原告団長の榎雄二(たけま)さんは、いつも温かく迎えてくださり、学生の心を動かす話をしてくださりました。お世話になりました。

二〇〇一年二月には、沖縄合宿も実施しました。二泊三日の予定で三日目には辺野古の海にも行く予定でしたが、自宅で娘が熱を出したということで、妻から緊急絶対帰宅命令が出まして、私だけ途中で帰りました。「娘が発熱して私は看病しているのに、夫は女子学生と沖縄で楽しく遊んでいる」旨の妻のグチは、まあ、そのとおりで、申し訳なかつたと思います。普段は温かく送り出してくれましたので。(続く)

(青法協弁学会同部会議長 上野 格)

新春特別企画

憲法委員会企画

座談会

「差別と教育」【第三回】〈最終回〉

*前回に引き続き、座談会の様子をお知らせします。

◆ 法律家としてどう関わっていくのか

司会 松田会員からエンパワーメント「自分を肯定してくれる存在がいる」というような考えを持つことが、そのまま差別解消のために重要ではないかという話がありました。そのエンパワーメントに反するような行為を国ないし公権力がやっている現状に対して法律家としてどのように関わっていくのか、裁判以外の関わり方、教育現場における関わり方、子どもの権利を実現するためにはどうするかという観点から、議論をしていければ

など思っています。林会員、裁判など自分の活動から、感じる点はございますか？

林 先ほど言い残したこととして、そもそも教え

ようとする先生に知識がないからこそ、それを引き継いでしまっているところがあるのかなど。特別支援学校での体罰事件では、長い間、障がい者に対する意識がなかったので、それが組織としての意識が変わりにくいところがありました。

今の取り組みは、私は法廷外の活動があまりないんですが、訴訟の場でいろんな研究者、教育現場から見ると、教育のあり方や、学校運営のあり方としてどうなのかと色々（問題意識を）上げていくような形で教職員・教育委員会に対して突きつけて、意見書を読むことや、教育委員会主催の研究実施を目指しているところはあります。

北條 丹羽先生に質問ですが、冒頭で、学生さんが法学部生ということもあって、意識ではなく、

出席者

- 丹羽 徹会員（龍谷大学教授・京都）
- 永田 亮会員（六六期・神奈川）
- 林 翔太会員（六九期・あいち）
- 北條友里恵会員（七三期・東京）
- 松田 亘平会員（七三期・東京）
- 司会 深井 剛志会員（六四期・東京）

法制度を中心に話してしまうというお話がありました。LGBT理解増進法案はちよつと頓挫してしまっただんですが、在日コリアンや障がい者についてはきちんと法律があり、LGBTについても教科書等での記載が始まるなど、公的な取り組み自体は存在しています。しかし、私は、実際の社会の中で意識はあまり変わっていないんじゃないかと感じていて、法律というパッケージや枠組みを作ったとしても、それを運用する、動かす人間自体の意識が形成されていないと、ただ枠組みとしての箱があるだけに過ぎなくなるのかなと思うんです。作った箱を動かすためにどうしたらいいのか、社会の意識と法制度自体をつなぎ合わせるには、どうしたらいいのかを伺いたいです。

丹羽 古典的に言う運動ですよね。作った制度を動かすのは国民の声ですから、その声を大きくするというのは、やっぱり運動しかない。皆さん、そう思っただけじゃないかと思うんですけど、改めてそこが重要じゃないかなと感じています。

司会 永田会員はヘイトスピーチの問題で、刑事規制を盛り込んだ条例の制定を求める運動や、川崎市でのヘイト集会をカウンターのデモによって実施させなかった経験から、そういった運動の仕方について何かありますか？

永田 やはり被害者、被差別当事者の方がどれだけ声を上げるかに正直かかっていると思います。ヘイトスピーチの問題で言えば、やはり一番悩ましかったのは、朝鮮人死ね、とかいう抽象的な朝鮮人というくりであって、個人に対する暴言や攻撃じゃないので、名誉毀損や侮辱罪のような刑事規制の枠組みにはのらないし、あなたに対してベクトル向いてないですよ、ということでは民事的な枠組みにものらないという、悩ましいところから基本的にスタートしています。川崎駅前とかでヘイト街宣していて、怖くて近寄れない、自分の子どもを連れて歩けない、子どもにそんなことを聞かせられないという苦しみの中で、崔江^{チェカ}以子^{イチ}さんが、法務省に人権救済を申し立てるという形で声を上げました。そしてヘイトが人権侵害だと公的に認められたことが発信されるなかで、

やはり世論の風向きが変わって、議員等の根回しも進めて、解消法の成立に繋がるといって、まず前段階の運動がありました。刑事罰は定められませんが、理念法ができあがって、じゃあそれを活かしていくのは誰なんだということになると、やはり当事者の方です。ヘイトスピーチをなくしようという事を公にも発信し続けて、江^カ以子^{イチ}さん自身がその攻撃の対象になったので、職場に、カミソリやゴキブリの死骸や殺害予告めいた脅迫の年賀状が送られてくることをオープンにして、こんなひどいことが世の中にあるんだという事を呼びかける、世論喚起する、それによってやはりこういうのをなくしていかないといいという積み重ねが裁判所の仮処分繋がっていきました。裁判所の仮処分が出た後、ヘイト団体のデモが、カウンターが集まったことで結果として中止になったことも運動として獲得しています。江^カ以子^{イチ}さんは一貫してデモの主催者に対話をしましょうと呼びかけていて、報道もされ、世論としてどんどんヘイトスピーチは許されないという事が浸透してきた中で、川崎はヘイトのターゲットになり続けていました。そして被害状況としての立法事実があるということが認められて、条例制定につながる。そういう歴史的な経過があるので、やはり当事者の声を聞き逃さないということ、声をあげてくれる当事者をどれだけエンパ

ワーメントできるかということが重要です。エンパワーできる当事者が見つかれば運動として構成して、それを強めて、大きな流れにしていくのは、我々青法協の弁護士の得意分野ではありませんので、そこがとっかかりになるんじゃないかなと思っっています。LGBTの方は隠して暮らしている方もいるので難しいかもしれません。

北條 やっぱり運動しかなかったのかと腑に落ちました。法律家が、当事者の方々を励ますというか、直接の知り合いではなくても味方としてそこに居るんだと、メッセージを発信することで、少しでも当事者の声を上げる力につながってくれば本当に辛いかなと思うばかりです。

松田 当事者の方だけで声をあげなければならぬということ、やはりそれはつらいことだと思えます。LGBTの人権擁護においては、セクシュアル・マイノリティではない人たちが、アライとして当事者に寄り添っています。性の多様性の象徴であるレインボーの旗やバッチ等を身につけるだけでも、「私はアライです」というメッセージを発することができそうです。

アライの重要性は、LGBT差別の問題に限られないと思います。人種差別等のその他の差別問題においても、アライという言葉は使われていいのではないかと思います。弁護士がアライになることは、当事者にとっては心強いことかもしれません。

一言申したいのは、医学部女性差別入試問題についてです。これほどわかりやすい女性差別がこれまであったでしょうか。女性はどうしても社会の指導的な地位にいけない、社会には女性を阻む透明な障壁(ガラス)があるという意味で「ガラスの天井」という言葉が使われてきました。しかし、この問題を通じて可視化されたのは、天井はガラスではなく鉄板であったということです。

この問題の背景にあるのが、医療現場の体質です。「女性医師が増えると医療現場が回らなくなる、入試における女性差別は医療現場を守るために必要なのだ」というような声が少なからず医師の間から上がりました。これは、業界側の問題を弱い立場にある女性受験生に転嫁することにはなりません。しかも、こうした責任転嫁を、大学という高等教育機関がやっている。差別を解消し、平等な世界を実現する役割を担っているはずの高等教育機関が、です。

社会の側の問題の解決が、若い世代の犠牲において先送りされ続けるという事態は、日本では見慣れた光景ですが、それが高等教育の人口で行われていたというのは、やはり衝撃的です。

永田 少し補足すると、先ほどの江以子^{カナイザチ}さんの件は、人権救済の時から、寄り添った弁護士がいましました。師岡康子弁護士です。神原元会員もそうです。最初の頃からやっぱり弁護士がいなければ、

たぶん声を上げられなかった。ちゃんと寄り添って人権救済の書面など、本人の意見を聞いて、本題をちゃんと明確化してくれる弁護士がいたからこそその運動だったと思います。

司会 「寄り添う」「アライ」という言葉がありました。すが、そういった方々に支援の立場で弁護士が関わるといふ観点から、林会員は、何か運動的なことはやってらっしゃいますか？

林 実は先ほどのたん吸引の事件でいくと、本当は一号大法院で毎回、進めたかったんですけども、子どもが当事者というところがあって、個人が特定されいじめの恐れがあったので避けてきたというところがあります。当事者が子どもの場合、子どもにとつてという視点を取り入れながらというのが非常に悩ましいところです。

司会 丹羽先生から、法律家の役割、法律家に期待することは何かありますか？

丹羽 学校の現場だと、我々が同じことを話しても聞いてくれないんですけど、外からの人の話ってみんな割とよく聞いてくれるんですよ、弁護士さんが授業に行くっていうのもありません。その時にね、裁判をやってる当事者、事件の当事者と一緒に来てもらおうと、かなり学生にとつてはインパクトがある。弁護士さんだけよりも、そちらの方がたぶん学生の印象にも残りますから、そ

ういうのをぜひお願いしたいなと思います。

永田 ちなみに、私は過労死弁護士もやってるんですが、御遺族の方と弁護士を講師派遣する厚生労働省の過労死防止啓発事業があって、厚労省から講師料を貰う形で、全国の弁護士と当事者が年間二〇〇件位、中学、高校、大学でも授業をしています。当事者がいると学生の反応が全然違うので、そういったものが授業の中に自然に盛り込まれるようにしていきたいかもしれません。

◆最後に

司会 それでは最後にまとめとして、今日の話を受けて、ご自分の中で芽生えたものがあれば、ぜひお話しただければと思います。

松田 本日は、皆さまのいろいろな活動を行うことができて大変勉強になりました。

今あらためて感じているのは、差別問題はその人権問題にも共通している問題であることです。

差別は、人と人が対等ではない関係性、「こいつは下に扱っていいんだ」という関係性から生まれてきます。そのような関係性は、あらゆる人権問題に共通していますし、一般民事刑事の事件においても見られると思います。

差別に対してどのように対処すべきなのかを考えますと、冒頭に述べた通り、教育を通じて差別自体をなくしていくという方向性があると思いま

す。これが一番理想的ではありませんが、なかなか目に見える成果は上がりにくいのではないかと思います。やはり、差別との闘いを通じて、差別的な言動は許されないという規範を社会に作っていく必要があると思います。

ただ、現に差別されている人が差別と闘うというのは、非常にづらいことです。その人に代わって差別と闘う弁護士が存在が重要ではないかと思えます。差別的言動が本当に法的責任を発生させるレベルになっているのかなど難しい問題はありますが、法的な視点に固執することなく、何としても差別と闘っていく、そういった姿勢が差別と闘うということのかなと思います。

私もまだ方向性が定まっていませんが、差別と闘えるような弁護士でありたいという思いを新たにしました。

北條 差別が無くなっていく社会にするために、社会に対して望むとすれば、仮に一度差別に当たる行為をしてしまったとしてもやり直せるチャンスがある社会であってほしいと個人的には思っています。丹羽先生から、学生が丸かバツかで考えがちというようなお話もあつたんですけど、社会の中では、絶対にこれが正しいとか、絶対にこれは間違ってるみたいなものの方が圧倒的に少数で、結構グラデーションがあると思うんですね。意図して差別発言をしている人は勿論いけないのです

が、誤解だとか、あるいは不勉強とかで差別発言や差別に当たる行為をしてしまった人に対して「あなたは差別主義者だ」という形でレッテル貼りをして終わらせても、なにも変わらず、かえって不寛容な社会になってしまっていると思います。差別のない社会にするためには、矛盾しているかもしれないんですが、差別をしてしまった者に対してもある種の寛容さ、やり直すチャンスや学び直す機会が提供される社会であるべきなのではないかと思えます。

林 今日はこういう機会に参加することができて非常に良かったと思っています。一つは、世論という、非常に見えない大きな敵と闘っていくかないといけないことに気づかされました。私としても、法廷内の活動に限らず、講演活動をするなど思ったことがあります。もう一つ明るい話としては、丹羽先生がお話されていたように、学生の方がそういった問題に敏感であったり関心があつたりしている。むしろ教える側がちよつと遅れてしまっているところがあつて、この社会の中で、そうした時代を担う学生たちに意識があるということ非常に良かったなと思いました。

永田 先ほどから出ているように、知識を教える方がしつかり勉強しないままやtingることによつて、子どもたちに受け継がれていってしまう。それがまた次につながっていくという連鎖から脱す

るということから考えると、先ほど松田会員がおつしゃつた、下から上のボトムアップ型の啓蒙みたいなものを積極的に設定していく必要があるなと今日の話聞いて改めて思いました。もちろんこれはそれぞれの個人々の意識の問題なので、すぐには変わらないでしょうけど、ソフトが変わらないんだつたら、まずはハードからお膳立てをしていくような作りをどれだけしていくかだろうと思いますので、例えば青法協であれば、青法協として、こういう意識変えましょう、こういう勉強しましょうという場を提供して、そういった新しい知識に触れる機会を提供していく。学校であれば、教職員の意識はまだ古いかも知れないけど、学校としてこういった今のトレンドを勉強しましょうというようなハード、お膳立てをすることによって、中のソフトを変えていく、少しずつ変えていく。そういった取り組みが一步一步先に進んでいく。そういった取り組みが社会につながっていくのかなと思います。貴重なご意見、機会をありがとうございました。

丹羽 今日はみなさん、どうもありがとうございます。大学の学生どうするかという事よりも、みんなはどうしましょうかという議論をした方がいいのかなという印象を持ちました。あとは先ほど言いましたが、弁護士の皆さんには、ぜひいろんなところに出ていって、活動、活躍して

欲しいなという気がしています。
弁護士さんは法廷での闘争のための準備と、それから運動をつなぐっていう、非常に大きな役割を果たしてくれていると思うんですね。法廷で

は裁判官を説得できる論理をどう立てるかとか、そういうことってやっぱり弁護士さんの得意なところなので、そこをきちんと繋いで頂くと非常にいいなと思っています。

司会 それでは、今日の座談会はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。
〈おわり〉

青年法律家協会弁学合同部会◎二〇二一年度第四回常任委員会（春の全国ミーティング・高知）

トランスジェンダーに対する排除的言説に反対し、性的マイノリティの尊厳を守るよう求める決議を採択

——ウクライナ問題、改憲をめぐる情勢について討議

二〇二一年度第四回常任委員会が三月四日・五日、高知市で開催された。参加者は一六支部四五名（うち、Zoom参加者二名）。「トランスジェンダーに対する排除的言説に反対し、性的マイノリティの尊厳を守るよう求める決議」、「ロシア連邦によるウクライナに対する軍事侵攻等に抗議し、軍の即時撤退を求めるとともに、ニュークリアシエアリング等の憲法九条の破壊をもたらす策動に反対する決議」（別掲）が採択された。

に取り組んできた青法協を次世代に引き継いでいく決意を表明された。

■高知支部事務局長挨拶

続いて高知支部の谷協和仁事務局長より挨拶があった。谷協事務局長は、議長を務められた当時を回顧しつつ、会場及びZoomに参集した会員を歓迎された。

■議長挨拶

上野格弁学合同部会議長より開会の挨拶があった

た。上野議長は「弁護士になりたいあなたへⅢ」を執筆した若手会員へのエールを述べ、ロシアによるウクライナ侵略に触れつつ、憲法活動に精力的

■ 特別講演

「憲法と改憲をめぐる情勢について」

特別講演として、小沢隆一会員（東京・東京慈恵会医科大学教授）より、改憲情勢に関する特別講演をいただいた（別掲）。九条二項を死文化する自衛隊明記の九条改憲、災害対策を口実に独裁を可能にする緊急事態条項、「教育無償化」の名目による教育介入、「敵基地攻撃」による軍拡の危険性等について解説いただいた。また、コロナ対策として注目を集めるオンライン会議について、憲法五六条一項の「出席」との関係で問題になる点も解説いただいた。

■ 地元企画「ビキニ労災訴訟」

南拓人弁護士より、ビキニ環境で水爆実験の被害に遭った船員の救済活動についてご講演いただいた（別掲）。全国健康保険協会に対する取消請求訴訟と国に対する損失補償請求訴訟の現状が紹介された。

また、被害実態調査を行った幡多ゼミの顧問の方より、第五福竜丸以外の被災船を突き止め、被害者が重い口を開いていった経緯が紹介された。そして、本訴訟の原告（遺族）二名からは、被害者が長い闘病生活を送らざるをえなかった悔しさ、日米両政府が被害者を置き去りにして政治決

着を図ったことへの憤り等が語られた。

■ 討議枠「トランスジェンダーに対する排除的言説に反対し、性的マイノリティの尊厳を守るよう求める決議（案）」について

(1) 趣旨説明

吉田悌一郎事務局長より、本決議案の概要及び意見照会の結果が紹介された。

賛成意見がほとんどであったが、一部反対意見もあった。反対意見を踏まえ、執行部からは、本決議案はある程度一般化された言説についてデマであることを明らかにする趣旨であり、特定人に対して見解の撤回を求めたりトランスジェンダーのトイレ利用に関し具体的な提案をしたりするものではない、会内において意見の一致を見ていなかったとしても、青法協常任委員会として容認することができないデマである旨を決議し、会内の疑問には引き続き対処していくとの説明があった。

(2) 意見、討論

まず、会内の理解につき、本決議案が会員内に共有されてから三カ月以上経っており、その間学習会も行われたので、議論は尽くされている、これまで決議にあたり全会員の深い理解が必須であったことはなかった等の意見が述べられた。

次に、排除的言説の特定につき、議員の発言等は特定して記載すべきではないか、脚注を設ける方法はどうか等の意見が述べられた。この点に関し、以前に排外主義を非難する声明を決議した際、排外主義的言説を個別的に特定することはなかった、本決議案では事実として言説の内容が指摘されていることで足りる等の意見が述べられた。

そして、声明を發出すると社会の対立を煽るのではないかという懸念につき、社会全体に理解が及んでいない状況においてこそ、青法協がこれは人権問題であることを宣言すべきである、青法協としてデマと闘っていくという姿勢を出すべきである、本決議案は特定の団体の主張を反駁する趣旨ではない、社会の対立を理由に決議を遅らせることは差別を放置することになる等の意見が述べられた。

また、女性の不安感につき配慮する旨の記載を追記すべきである、そのような不安感を理由にトランスジェンダーに不利益を強いることは許されない旨を明記すべきである等の意見が述べられた。この点に関し、本決議案は女性の危惧感を否定する趣旨ではなく修正は不要である、修正するとしても女性会員の意見を踏まえるべきである等の意見が述べられた。

さらに、修正の要否について、議場で出た意見を決議案に反映すべきであるとの意見と、現案で



決議すべきであるとの意見が述べられた。この点に関し、本決議案は現状の到達点を示すものであ

って完璧なものにする必要はない、意見は出尽くしたので修文は執行部一任とし、本日決議すべきである等の意見が述べられた。

以上を踏まえ決議の賛否につき議場に諮ったところ、賛成多数により可決された。

なお、本決議に関連し、執行部からは、メーリングリストの投稿のルール化を検討している、別メーリングリストの作成は考えておらず、今後ルールを議論する予定である旨述べられた。

■ 修習生委員会

二日目は、司会の修習生委員会事務局長の高橋寛会員から、七四期・七五期修習生フォーラム（旧七月集会）や修習生部会の状況、ロースクール生・受験生・学部生に対する支援の状況などについて報告があった。学生支援については、コロナ禍で企画開催が難しい状況であるが、昨年に完全オンラインで実施した経験を踏まえ、今年も開催を検討したいとの報告があった。また、毎月開催の修習生委員会の会議に、全国各地の会員にも参加をお願いしており、各地の修習生・学生とのつながりを報告してもらいたいとの話があった。六月四日には恒例の半日合宿を開催するが、修習生フォーラムの開催直前ということもあり、ぜひ各地からの参加を求めたい。

次に、七五期修習生から修習生フォーラムにつ

いて報告があった。投票によりコンセプト（テーマ）を決定しており、現在二七名程度の実行委員が参加している。計一〇個の分科会・全体会等を予定し、開催に向けて準備を進めている状況である。各地の会員弁護士には、つながりのある修習生に声をかけてもらい、実行委員集めに協力してほしいとの話があった。また、修習生フォーラム本番は、オンライン開催を原則とし、コロナの状況次第で、実行委員が限定的に現地参加することを検討しているとの報告があった。修習生部会は、修習生フォーラムの協賛団体として、企画開催に関わっていくとの報告がなされた。

本間耕三会員（東京）から、学生支援及びロースクール生部会の活動について報告があった。ロースクール生部会では、司法試験学習会を開催しているが、春休みの期間中に裁判傍聴を呼びかけたところ、現役のロースクール生が参加した。また、二週間に一度開催している受験生向け学習会について報告があった。オンラインであれば全国から参加できるため、各地の弁護士からつながりのある受験生に参加を呼びかけてほしいとの話があった。

【各地報告】

有野優太会員（神奈川）から、今年一月二〇日に修習生壮行会を開催し、七四期・七五期の修習生の参加があったとの報告がなされた。入管難民

問題のテーマで学習会を開催し、盛況であったこと、また、七四期の弁護士登録後に歓迎会を開催する予定との報告があった。

遠地靖志会員（大阪）より、二月二十八日に大阪支部でオンラインによる学習会を開催したとの報告がなされた。修習生の参加はあるものの、オンライン開催のためその後のつながり作りに苦労しているとの話があった。

岡田康平会員（京都）からは、毎年恒例の「新人弁護士的事件簿」企画を二月八日に開催したとの報告がなされた。一年目を終えた新人弁護士の生活や業務の様子をリアルに語ってもらおう企画で、一〇名程度の参加（Zoomの併用）があり好評であった。また、三月一七日には事務所活動紹介を開催予定との報告があった。

北村栄会員（あいち）から、支部の取り組みについて、若手会員に企画を考慮してもらうようについて、勉強会を概ね二か月に一度の頻度で開催しているとの報告があり、岡松勇希会員（あいち）からも支部の若手弁護士を中心に学生・修習生向けの勉強会を開催している旨の報告があった。

■若手弁護士実務講座

「ネットいじめ問題の現状と対処法」

和泉貴士会員（東京）・田中健太郎会員（東京）から、「ネットいじめ問題の現状と対処法」と題

し、オンラインで講演が行われた。現代のいじめの特質と発信者情報の開示などについて詳しくご講演いただいた。

■憲法委員会

憲法委員会委員長の深井剛志会員の司会で、主に決議案の討議を行った。

ここでは、各支部における憲法課題の取り組みの状況、特にウクライナ問題に対する各地の取り組みの報告がなされた。

吉田玲英会員（北海道）、吉川健司会員（北陸）、遠地会員、岡田会員、北村会員、有野会員、谷脇和仁会員（高知）、玉木芳法会員（兵庫県）、呉裕麻会員（岡山）から、各地で取り組んでいる憲法関連のシンポジウム、学習会、事件活動、ウクライナ問題に関する単位の議論状況についての報告がなされた。

また、東京からは、辻田航会員（東京）から、改憲問題対策法律家六団体連絡会の活動に関する報告がなされた。

いずれの報告者も、ウクライナ問題を喫緊の課題としてとらえ、各支部、各単位の取り組みを報告していた。

そして、笹山尚人会員（東京）から「ロシア連邦によるウクライナに対する軍事侵攻等に抗議し、軍の即時撤退を求めるとともに、ニュークリアシ

ェアリング等の憲法九条の破壊をもたらす策動に反対する決議」の趣旨説明がなされ、修正意見が何点か出され、採択された。

■原発

原発枠では、笹山会員より、三月二日に生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟について、損害論についての上告受理申立を不受理とする決定をしたことを受けての評価、国の責任が肯定される事である種、原発政策に基づく国の福島第一原発の事故に關する国の責任が明確になるという意味でも政策形成が大きく動きだしている状況が報告された。松田亘平会員（東京）からは浪江訴訟の報告、北村栄会員（あいち）から差止訴訟、特にバックフィット訴訟についての発言があった。

■まとめ

最後に、六月二五・二六日に開催が予定されている沖繩総会開催にあたり、議案書の骨子についての承認と、開催が承認された。あわせて、総会の準備状況が報告された。

まとめとして、上野議長より、権力から弾圧された経験を直接持つ団体として司法民主化や、それこそ憲法の理念、基本的人権の尊重、個人の尊厳、平和主義を実現する為に集まった法律家の団体である青法協の使命や果たすべき役割がまだ

特別講演

小沢隆二会員

「憲法と改憲をめぐる情勢について」
報告

東京 本間 耕三

二〇二二年度第四回常任委員会(高知)にて行われた小沢隆二会員(東京慈恵会医科大学・憲法学)の特別講演の内容は以下のとおりである。

はじめに

安倍・菅政権から岸田政権になったが改憲策動

ことを続けていくのは、解決の鍵になるのではな
いかと語られた。支部活動の重要性にも触れ、
多くの支部の参加での沖縄総会開催が呼びかけら
れた。

青年法律家協会の議長の丹羽徹会員(京都)か
らも、あいさつがあった。

学術会議の問題などにも触れ、大学は、本来、
「科学」を探究すべきところであるが、最近では
「科学」と「技術」は一括りにされ、「科学」が軽視
され、一層進む状況にあることが指摘された。

は強まり、憲法審査会で憲法五六条一項に関する
意見が取りまとめられた。五六条一項の解釈と運
用は議会運営として考えなければいけないテーマ
だが、緊急事態条項の呼び水にしようとする企み
には警戒しなければならない。

改憲派を参院で三分の二にさせないためにどう

また、大学ファンドの問題にも触れ、無理な計
画でファンドをつくるよりも、しっかりと未来の
若者に投資をしてほしいこと、これらの問題にも
関心をもっていたきたいことが語られた。

最後に、「憲法改悪を許さない」署名につい
て、大阪で返信用のがきをつくり署名を集めて
いる工夫も紹介され、青法協創立の目的と合致す
る取り組みでもあるので積極的に進めていこうと
呼びかけられた。(文責 松田亘平・各委員会)

取り組むかが当面の課題である。

一 二〇二二衆院選と改憲をめぐる動き

昨年の衆議院選挙では必ずしも憲法改正が争
点にならず、立憲野党の政権交代が問われた選挙
だった。衆議院選挙の時の公約をみると、自民党
は敵基地攻撃能力保有、GDP比二%以上の軍事
費を増やすとある。公明党は、九条を堅持、自衛
隊の明記は慎重とあり、自民党に対して少し距離
をとる姿勢を示している。日本維新の会は、教育
無償化や統治機構改革、憲法裁判所を明記、防
衛費GDP一%枠の撤廃、テロやサイバー・宇宙
空間の防衛を掲げる。国民民主党は、維新の会と
の連携や、立憲民主党を改憲の動きに引つ張る役
割を果たしつつある。立憲民主党は、自民党の改

憲の動きに反対を貫いてきたが、泉代表になってから、「論憲」として、徐々に変わってきている。公約上、自衛隊明記には反対しているが、憲法審査会での動きを見ると、議論に積極的に乗っていく態度を示している。ただし五六条については改憲の必要なしとして改憲反対の姿勢を保っている。共産党は、全条項を厳格に守る。日本国憲法を守る立場で、改憲派に立ち向かっている。社民党も基本的に同じ立場といえる。

選挙結果は、改憲勢力が三分の二となり、維新の会と国民民主党の接近と離反が続いている。

憲法審査会での各党の主張をみると、自民党は憲法改正への国民の期待が高まっているとして、国民に提示する原案を作成しようとし、日本維新の会は、憲法裁判所を提案している。そもそも裁判所の構成によっては違憲審査に積極、消極いずれもありえ、憲法裁判所を設置したところで大きく変わるものではない。憲法裁判所は戦略的な提案。公明党は憲法審査会の定例化に道筋をつけた。国民民主党は、公明党の定例化の提案に応じた。分科会方式などの提案している。立憲民主党は、対案型の対応を行っている。共産党は、多くの国民は、改憲を政治の優先課題と考えておらず、憲法審査会を動かすべきではないと主張している。五六条一項をめぐる議論は、従前は議場にいる人を出席議員としていたが、ここに来てオンライン

ンの審議・議決の参加を認めるべきとの議論が起った。この場合、動議の権利など、院内にいるときと同様の権利義務を課さないと審議・議決に支障が出る。ネットや他の仕事をしながらや、誰かの指図を受けての発言は認められない。こうした条件をどう確保するかが課題であり、それは議院運営委員会で議論すべきで、憲法審査会ですべきではない。

二 自衛隊明記九条改憲

自民党の改憲案をみると、九条の二により、九条二項が死文化する。戦力不保持が無意味になる。自衛隊の指示系統を確立する必要があるとして総理大臣の指揮権が明確になったが、これで軍隊となる。全面的な集団的自衛権の行使が可能になるし、海外に展開することも可能に、歯止めがなくなる。

三 緊急事態条項

緊急事態条項に関する六四条の二は緊急事態に国会議員の任期の特例を認める規定だが、これは奇妙な規定だ。衆議院や参議院の選挙の適正な実施が困難な場合とするが、任期満了間際のケースでしかこの規定は使えない。選挙間近の時に国会に三分の一の議員がいるだろうか。七三条の二は、非常事態における政令制定権を内閣に認めたも

のだが、まさに典型的な緊急事態条項。大地震その他の異常かつ大規模な災害という文言から自然災害に限るものとも読めるが、軍事的な有事も含まれる。国民保護法では、武力攻撃によって受けた災害を武力攻撃災害と称しており、現行法の「災害」は軍事的災害も含めている。まさに軍事的有事に対応するための規定として九条の二とワンセットで準備されている。既存の諸法律で大規模災害対策、感染症対策は可能である。

四 教育充実

教育無償化の看板を下ろして教育充実化になり、教育環境の整備は努力義務になった。その一方、教育への国家介入を正当化した。国家目的、企業の利益追求目的のための教育になる。この間、大学運営に対する介入が進められてきたが、それをさらに推し進めようとするもの。現在の二六条は、全ての国民が教育を受ける権利があるとし、親としての国民が教育を受けさせる義務を負い、子どもへの権利の保障のために、親が教育を受けさせる条件を国家が整備する義務、という権利と義務の連鎖構造になっており、子どもの権利ファーストで貫かれている。この連鎖構造が分断される。大阪維新の会が教育に対して権力統制を行っているが、その国家レベルでの実施が危惧される。

五 敵基地攻撃能力論の危険性

今まさにロシアがウクライナで行っているのが敵基地攻撃である。まず相手の軍事基地を制圧し、その後、相手の国家中枢を叩くという際限のない軍事攻撃が続く。まずミサイル基地を把握するため、衛星で調査するから宇宙も大軍拡につながる。

民間人の犠牲も生じ、途方もない戦争になる。

六 今直面している課題

九条改憲阻止とアジアの平和実現は密接不可分の関係にある。北朝鮮の非核化や軍事同盟体制の解消が必要。北朝鮮にとっての脅威は在日米軍であり、その撤退を通じて両国の平和的・友好的な

関係を築くべき。九条改憲阻止とアジアの平和実現、軍事同盟体制打破、核兵器廃絶は一繋がりの問題である。

国連憲章は、二度の戦争を経て、武力による威嚇、武力の行使の禁止をうたい、国際世論で紛争を解決することに画期的意義がある。いまこの憲章と憲法九条の真価が問われている。

企画 地元

南 拓人弁護士報告

ビキニ労災・損失補償裁判

高知 近藤 恭典

恒例の地元企画では、現在、高知地裁と東京地裁(※)に係属中の、ビキニ水爆実験被ばく船員の船員保険給付(労災)不支給等決定取消訴訟と損失補償訴訟につき、同訴訟弁護団長の南拓人弁護士と、原告一名、支援者により報告いただいた。

ビキニ水爆実験と聞いて、第五福竜丸や久保山愛吉さんを思い浮かべない人はいないだろうが、実は被ばく船員が数百人(あるいは千人を超えていた)ことはあまり知られていない。

一九五四年春のビキニ環礁における水爆実験の当時、海域には約一〇〇〇隻の日本のマグロ漁船が操業していた。帰港した漁船の多くから放射能が検出され、持ち帰ったマグロはすべて廃棄された。当初は、政府主導で船員の被ばく検査等が行われたが、同年冬に、突如、日本政府は放射能検査の中止を決定した。そして翌年明けには、わずか二〇〇万ドルでアメリカへの請求権を放棄するとの合意が日米両政府間で締結された。その背後

一九八〇年代から活動する、高知県西部の幡多郡の高校生で組織される社会調査活動グループ「幡多高校生ゼミナール」が、県内の漁村を尋ね歩き、

にあったのは、原水爆禁止運動の盛り上がりを恐れる日米両政府と、この件を戦犯解放に向けた取引材料にしたいという日本政府の思惑であった。結果、第五福竜丸以外の被ばく船員の被害は闇に葬られた。

マグロ基地として栄えた室戸市で育った原告(遺族原告)は、ビキニで被ばくした父親から被ばくの話聞かされたことがなかったという。地元の水産高校の実習船も被ばくしたが、「訴える！」と怒った校長を周囲が止めたという話も耳にした。水産業しかない町は被ばくを隠すことで生き延びようとしたのだと、大人になって気づいたという。

歴史から葬られようとしていた被ばく船員の存在を掘り起こしたのは、地元の高校生であった。一九八〇年代から活動する、高知県西部の幡多郡の高校生で組織される社会調査活動グループ「幡多高校生ゼミナール」が、県内の漁村を尋ね歩き、



訴訟の意義を語る原告のお二人

被ばく船員の聞き取り調査や資料の保存活動に取り組んだ。船員らは皆、偏見を恐れて口をつぐんでいたが、高校生が話を聞きたいという、真剣な姿に心を開いたのか、未来ある若者には話しておきたいと思ったのか、誰にも話したことがなかった自らの体験を訥々と話してくれたと、幡多ゼミ顧問の上岡先生から当時の様子の報告がされた。

このときの調査活動がもととなって、表題の訴

訟へとつながった。全国に多数いるはずの被ばく船員であるが、高齢化あるいは他界し、資料も残存していないであろう現状では、訴訟提起すら難しい。幡多ゼミが繋ぎ止めた成果により提訴にまで至ることのできた高知の訴訟は、これら全国の被ばく船員の被害を代表する訴訟であり、必ずや勝利せねばならないと、原告らは本訴訟の意義を熱く語った。

そして被ばくの苦しみを知る原告らの目線は遠か先を見据えている。「私たちにとって、保険給付や損失補償を勝ち取ることがゴールではありません。被ばくという被害を無くすことがゴールです。だから、核兵器禁止条約を批准させることも私たちの課題です。原発を無くすことも課題です。これらの活動に取り組む日本中の、世界中の人とつながって、この世から被ばくの被害を無くすことが、私たち原告のたまたかいです。」

広く、高い展望をもったたたかいが高知にあることを全国の青法協会員に知っていただく機会となったことは幸甚である。

※高知地裁に提訴された船員保険給付不支給等取消訴訟は、健保組合船員保険部の所在地が東京ということで、高知地裁から東京地裁に移送された。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

トランスジェンダーに対する排除的言説に反対し、

性的マイノリティの尊厳を守るよう求める決議

1 トランスジェンダーへの排除的言説を巡る

状況

二〇一八年七月、お茶の水女子大学が二〇二〇年度からトランスジェンダー学生の受け入れを開始すると
のニュースが発表された。日本では、この発表を受けて、一部のTwitter利用者からトランスジェンダー
排除的言説が発信されるようになった。その後も、
実態とは異なる誤ったトランスジェンダー像が政治家
等の著名人から発信されたことで、トランスジェンダー
排除的言説が主にSNS上で増加することとなった。
さらに、二〇二二年六月、いわゆるLGBT理解増
進法案（「性的指向及び性自認の多様性に関する国民
の理解の増進に関する法律案」）の国会提出が見送ら
れた。見送りにあたり、自由民主党の一部議員から
「LGBTは道徳的に許されない」「生物学上、種の保
存に背く。生物学の根幹にあらがう」等の発言や、実
態とは異なる誤ったトランスジェンダー像を語る発言
があったことが報道された（なお、その後の報道によ

れば発言者の中には自民党内部で「お騒がせし
た」と謝罪をした者がいたようであるが、市民に
対しては発言の撤回や謝罪はされていない。

こうした発言をめぐり、差別の禁止を求める
声が当事者や各地の弁護士会などから多数挙げ
られた。一方で、そうした差別禁止を求める声に
反発する形でトランスジェンダーに対するデマや
差別的煽動の言論がインターネット上でますます
盛んになった。

2 排除的言説やデマの概要

以下、近時よく見られる言説について述べる。

(1) 「性別は身体でのみ決まる」という言説

こうした言説は医学と人権思想の到達を否定
するものである。

かつては割り当てられた性別に違和感をもつこ
とは精神病として扱われ、一九世紀の終わりから
二〇世紀の初めにかけて精神疾患としての概念化
が進んだ。性別に違和感をもつ者への治療は一九

去る三月四日の高知の全国ミーティングにおい
て、「トランスジェンダーに対する排除的言説に反
対し、性的マイノリティの尊厳を守るよう求める
決議（案）」についての討議がなされました。

その結果、この決議案については、内容そのも
のに対する反対意見はありませんでしたが、細部
においていくつかの修正意見が出されました。

そこで、決議そのものは前記全国ミーティング
において成立したものとしつつ、細部の訂正につ
いては執行部に一任するとの案が採択されました。
そして、三月一四日に行われました執行部会議
において、修正等について協議を行い、本決議の
内容が確定し、今般執行する運びとなりました。
ここに、同決議を執行いたします。

六〇年代までは主として性自認を変えさせて身体的性別に一致させようとするものであったが多くは失敗に終わった。その後、外科的技術と内分泌学が進展し、身体的性別を性自認に一致させるという治療方針が登場し、これが性別に違和感を持つものへの治療の主たる指針となった。

他方、同様に精神疾患と扱われていた同性愛は一九八〇年代には精神疾患ではないものとされるようになり、一九九〇年、世界保健機関(WHO)は、「同性愛はいかなる意味でも治療の対象とならない」と宣言した。こうした医学的な見地から、性別に違和感をもつこと自体も同様に、何ら間違っていることではなく多様なセクシュアリティのひとつで、少数の者のことであるからといって精神障害・精神疾患とすることは適切ではないとの意見が提起されるようになった。

そこで、米国精神医学会は二〇二三年、精神疾患の診断統計マニュアル「DSM-5」において性同一性障害(gender identity disorder)の概念を廃止し、性別違和(gender dysphoria)という疾患名を採用した。さらに、WHOは二〇一九年、国際疾病分類「ICD-11」において性同一性障害の概念を廃止し、性の健康に関連する状態の低位分類として性別不適合(gender incongruence)という概念を採用した(二〇二二年一月から、実際に正式に使われ始める)。

日本における「性同一性障害に関する診断と治療のガイドライン(第二版)」でも「歴史的ないし文献的な検討あるいは自らの治療経験から、ジェンダー・アイデンティティを身体的性別に一致させることを可能に

する治療は知られていない。」と確認されており、ジェンダー・アイデンティティを治療により変更することは可能でないことが明らかになっている。

こうした医学的見地の進展と並行して、ジェンダー・アイデンティティの尊重が人権にかかわるものであるとの認識が進んだ。二〇〇六年、元国連人権高等弁務官をはじめ、国連人権機関などの専門家により「ジョグジャカルタ原則」が採択され、すべての人が性的指向および性自認に基づく差別をされることなく、すべての権利を享受する権利がある原則が確認された。

以上からすれば、「性別は身体でのみ決まる」という言説は、身体により割り当てられた性別とは異なるアイデンティティをもつことを異常な状態とみなすことにつながるものであり、上記の医学上の認識に反し、また現代における人権思想にも反するものである。

(2) 「トランスジェンダーへの差別を禁止すると、女性への性加害目的の女装男性が女性トイレに入ってくるようになる」などの言説

そもそも、こうした言説が述べる「リスク」には現実的な根拠がない。例えば、カリフォルニア大学ロサンゼルス校が二〇一八年に発表した大規模調査では、性自認による差別を禁止した地域としない地域を比較し、トランスジェンダーが性自認によりトイレを使うことが法的に認められても性犯罪増加につながっていないことが指摘された。

また、性自認の尊重や差別禁止を掲げる法律が存在するかどうかにかかわらず、性犯罪目的で女性トイレに入る行為は、その者の性自認、性的指向、身体の状態にかかわらず、それ自体が建造物侵入罪を構成する。

上記言説は、あたかもトランスジェンダーへの差別禁止と性犯罪に因果関係があり、トランスジェンダーがその責任を負うべきかのように印象づけるもので、不当にトランスジェンダーに対する恐怖や不安を煽るものである。

また、「トランスジェンダー女性と男性との区別が出来ない為に、トイレを利用するトランスジェンダー女性に不安感が生じる」ことを根拠として、性別適合手術が未了のトランスジェンダー女性のトイレ利用を認めべきでないとする言説もある。

しかし、これらの「リスク」「不安」の懸念は、往々にして、当事者の実態や現実の施設管理状況等を踏まえずに発信されている。一口に「トランスジェンダー女性」と言っても、社会生活上の性別移行の程度は各人毎に様々である。多くの人が、トイレ利用といった日常生活を送る際にトランスジェンダーに巻き込まれたいように、同じくトランスジェンダー当事者の多くも、トイレ利用にあたって、トランスジェンダーに巻き込まれないよう行動している。自身の外見の状況を踏まえた上で、他のトイレ利用者に混乱を与えないように、使用するトイレを選択する、そもそも外出先ではトイレを利用しないといった手段をとる等しているのが現実である。排除的言説発信者の懸念する「リスク」は、このような当事者の実態を無視して主張される、抽象的・不安にすぎない。多くのトランスジェンダー女性の生活実態からも掛け離れたこのような主張は、いたずらに危険を強調するものと断じざるを得ない。

(3) 「性自認が女であると主張されると、男性器を備えた者であっても女湯の利用を拒めなくなら」といった「リスク」を主張する言説

この言説もまた、現実の施設管理の状況及び当事者らの実状を踏まえていない非現実的で根拠のないものである。

そもそも、施設利用の可否は、施設管理者により判断されるものである。そして、裸となつて利用する公衆浴場の性質上、合理的施設管理権の行使として、施設管理者が、利用者の外性器の形状により混乱が生じうるような場合に、入浴の利用を拒否しもしくは利用に関し何らかの制限を課す判断をしたとしても、必ずしもそれが不当な差別として違法性を帯びるものではない。合理的な理由や制限方法、告知方法を用いれば、施設管理者が合理的な区別として利用制限を実施することは可能である。上記言説は、あたかも利用制限が一律に違法となるかのように論じ誤解を生じさせトランスジェンダーという属性を不当に危険視させるもので、明らかなデマである。

こうした「リスク」主張の中には、海外のトランスジェンダーが女性刑務所で引き起こした性犯罪を例に挙げて「リスク」の正当性を主張する者もいる。しかし、そもそも、差別禁止法が存在する国であっても、単に性自認が女性であると主張するだけで女性刑務所といった収容施設に移送されるわけではなく、精神科医等の審査を経て、承認された場合に限って女性刑務所への移送が認められる。上述した海外の女性刑務所での事件は、審査対象者の過去の犯歴照会を怠るとい

誤により発生したもので、差別禁止法の存在により発生した犯罪ではない。他方で、トランスジェンダー女性が男性刑務所に収容されたために、虐待を受けた事例も存在するのである。

(4) トランス女性を指して「自認女性」「身体男性」と表現する言説

こうした言説は、トランスジェンダー女性のジェンダーアイデンティティを否定するものであると同時に、「トランス女性性は『女性性』ではない」というメッセージを含むものである。このことは、上記の各言説とあいまってトランス女性性について、女性への加害目的や女性の装いをする者であるかのように印象づける効果をもたらしかねない。実社会に現に存在する多数のトランスジェンダーへの不当な差別や排除の煽動につながりかねない危険があり、看過することは出来ない。

(5) 小括

以上のとおり、トランスジェンダーの実態や現実の社会システムとはかい離れた仮定から導き出される誤った「リスク」を根拠に、トランスジェンダーに対する排除的言説やデマが繰り返し発信されている。そして、このような誤ったトランスジェンダー像の発信が繰り返されることで、当事者は精神的にも社会的にも追い詰められるのである。

3 人権課題について

ジェンダーアイデンティティは、一人ひとりの人生を決める重要なアイデンティティの一つである。ジェンダーアイデンティティの尊重や、ジェンダーアイデン

ティティにかかわらず平等に扱われるべきことは憲法二三条や憲法一四条から保障されるものである。

そして、ジェンダーアイデンティティが傷つけられる被害は深刻である。

ホワイトリボンキャンペーンが二〇二三年に実施した調査では、LGBTについて不快な冗談を受けた経験や「身体的な暴力」「言葉による暴力」「性的な暴力」「無視・仲間はずれ」の対象にされた経験がある児童の割合が性別違和のある者ほど高くなっていることがわかった。また、こうした被害により、学校に行くのが嫌になった、自殺を考えた、わざと自分の身体を傷つけた、人を信じられなくなったと回答する者も少なくない。

また、LGBTQ+を対象に二〇一九年に宝塚大の日高庸晴教授(社会疫学)が実施した調査(有効回答数一〇七六九人)では、トランス女性の五七%、トランス男性の五一・九%が性暴力被害を経験したことがあるとの結果が判明している。性暴力被害は、シスジェンダー女性だけの問題ではなく、トランスジェンダーにとっても重要な問題でもある。

こうした「身体的な暴力」「言葉による暴力」「性的な暴力」「無視・仲間はずれ」など各種の暴力被害を苦に自死を選んではしまうトランスジェンダーが現に日本に少なからず存在することは、統計に顕われきらない問題として、社会全体で直視しなければならぬ。

世界的には、トランスジェンダーへの差別意識に基づく身体的な暴力が直接的に死亡という結果をもたらす事件も多々ある。二〇二〇年一〇月一日から二〇二一年九月三〇日までに世界中で殺害されたトランスジェ

ンダーや多様なジェンダーの人たちが三七五人確認されたとの調査結果もある「うち九六％がトランス女性またはトランスフェミニン（女性的なトランスジェンダー）」。事件の背景に差別意識があるものも少なくないであろう。

こうした国内外の被害は、まさに個人の尊厳にかかっているものである。それ故に、昨今国内外でみられるトランス排他的言説は到底看過できるものではない。

4 結語

二〇二二年与野党の議連においてLGBT理解増進

法案について合意形成するに至ったのは、こうした人権侵害をなくしていくために、当事者や心ある人々が声を上げてきた努力があったからこそのものであった。国は、こうした声に応えるべく、差別を解消するための実効性のある取り組みを行う責務がある。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、一九五四年、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守ることを目的に設立されて以降、任意的法律家団体としては国内最大の人権活動と情報ネットワークの場として、そのときの最先端の人権課題に積極的に取り組んできた。その実績と気概に基づき、ここ

に、トランスジェンダーへの排他的言説や差別の煽動に対抗し、トランスジェンダーを含む性的マイノリティの尊厳を守るために力を尽くすとともに、国に対して、差別を解消するための実効性のある立法を求めることを宣言する。

以上、決議する。

二〇二二年三月四日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回常任委員会

ロシア連邦によるウクライナに対する軍事侵攻等に抗議し、 軍の即時撤退を求めるとともに、 ニュークリアシェアリング等の憲法九条の 破壊をもたらず策動に反対する決議

一 二〇二二年二月二四日、ロシア連邦がウクライナに対する軍事侵攻を開始した。ロシア連邦軍の攻撃に対してウクライナ側も反撃し、既に双方の軍に多数の死傷者が出ているほか、ロシア連邦軍の攻撃は、ウクライナの首都キエフをはじめ軍事施設以外の市民の居住地域にも及び、市民にも多数の死傷者があらわれる事態と報道されている。

また、ロシア軍は、三月四日、ウクライナ南東部に

あるヨーロッパ最大規模の原子力発電所であるザポロリージャ原発を掌握しており、施設が損傷した場合の放射性物質の拡散が懸念されている。

ロシア連邦のプーチン大統領は、「現代のロシアは、今や世界でも最も強力な核保有国の一つだ」「ロシアへの直接の攻撃は侵略者の壊滅と悲惨な結果につながる」と発言している。

(2) いうまでもなく、戦争は、罪のない多くの市民の生命を奪い、平穏な生活を脅かす最大の人権侵害である。

そして、ロシア連邦によるウクライナ侵攻は、国連憲章の諸原則に違反するまぎれもない侵略行為であり、国際法に違反する行為であって到底許されるものではない。

さらに、プーチン大統領の発言は、核兵器大国であ

ることを誇示してこれをもって威嚇する姿勢である。この発言は、武力による威嚇又は武力の行使を禁止した国連憲章二条四項に反するものであり、容認できる発言ではない。

(3) 当部会は、ロシア連邦に対し、この度のウクライナに対する軍事侵攻及び上記プーチン大統領の発言に嚴重に抗議するとともに、軍の即時撤退と速やかな被害回復に向けた取り組みを行うことを強く求める。

また、現在、我が国の国内はもとより、全世界で、平和を求める市民の活動が広がっているが、当部会はこれらの活動を支持し、連帯することを表明する。

二 (1) 一方、今回のロシア連邦によるウクライナ侵攻に関して、安倍晋三元首相が、二月二七日放送のテレビ番組にて、アメリカの核兵器を自国領土内に配備して共同運用する核共有政策について、ドイツやベルギーなどNATO加盟国の一部がニューヨークアシアリングを採用しているとして「世界の安全がどのように守られているのか。現実の議論をタブー視してはならない」発言した。

これを受けるかのように、三月一日には、自民党の福田達夫総務会長が一日の記者会見で、「国民や国家を守るのであれば、どんな議論も避けてはいけない」と表明した。

与党の政治家が、「共同運用」という形であれ核兵器の保有を容認して非核三原則を破ることを検討している発言をしていることは重大である。

さらに、日本維新の会は、三月三日、「核共有(ニューヨーク・シエアリング)の議論の開始」などを盛り込んだ提言をまとめ、政府に提出している。

(2) 岸田首相は、二〇二二年二月六日の臨時国会の所信表明演説で、「いわゆる敵基地攻撃能力も含め、あらゆる選択肢を排除せず現実的に検討」と発言している。

しかし、敵基地攻撃能力とは、それが行使されれば、それは今回ロシア連邦が行った先制攻撃と区別がつくものではない。

ニューヨークアシアリングの提言といい、与党は、核兵器の保有を含め、先制攻撃を辞さない軍事態勢作りを意図していると思われる。

これらは、憲法九条の破壊をもたらす動きそのものである。ニューヨークアシアリングの議論がロシア連邦によるウクライナ侵攻を契機に提起されたことから、ロシア連邦による攻撃を口実に、外国の軍事的脅威をおおってそれを理由に憲法九条を破壊する議論が加速化する懸念があり、そのようなことは断じて許されない。

このように対外的な危機を煽ることによって、軍拡競争に乗り出すことは、決して国家の安定を意味するものではない。むしろ、軍事的エスカレーションは、地域の情勢を不安定にし、安全保障には資するものではない。ましてや、日本は、憲法九条を保有しており、戦力不保持の原則を規定しているにもかかわらず、このような軍拡競争に乗じることは、許されるものではない。

ない。

(3) 当部会は、憲法の平和主義、基本的人權の尊重、民主主義の諸原則を發展させ、その一環として憲法九条の發展を目指す立場から、こうしたロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議するとともに、こうした外部の動きを契機として、憲法九条を破壊しようとする動きを断固として許さないこと、引き続き憲法の諸原則の發展のために取り組む決意を表明する。以上、決議する。

二〇二二年三月五日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
第四回常任委員会

【お詫びと訂正】

前号(二〇二二年三月二五日発行No.六三三)の一九頁、改憲問題対策法律家六団体連絡会の声明で、社会文化法律センター共同代表理事のお名前前に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

(誤)海上 雄一 (正)海渡 雄一

各委員会の日程

オンラインでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【憲法委員会】

5月16日(月)15時～

【修習生委員会】

5月12日(木)10時半～

【広報委員会】

5月24日(火)18時～

お知らせ

この間、当部会では、法律家団体と共同で下記の声明を発表しました。

〈2022/2/24〉

「自民党改憲案(4項目改憲案)に反対し、改憲ありきの憲法審査会の始動には反対する法律家団体の声明」(改憲問題対策法律家6団体連絡会)

〈2022/3/11〉

「11年目の3.11を迎えて」(原発と人権ネットワーク)

〈2022/3/11〉

「ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議するとともに直ちに戦闘行動を停止し撤退することを求める声明」(改憲問題対策法律家6団体連絡会)

第五三回定時総会(沖縄)の御案内

青法協弁学会合同部会は、後記の要領で第五三回定時総会(沖縄)を行います。お誘い合わせの上、ふるってご参加下さい。

記

□日 時 二〇二二年六月二十五日(土) 一三時～一八時、二六日(日) 九時半～一三時
□会 場 沖縄市内

□特別講演

「沖縄復帰五〇年と憲法」 講師：新垣 勉弁護士

□若手弁護士向け実務講座

「家事事件(離婚関連事件)のノウハウ」 講師：林千賀子会員

□地元企画

「米軍による環境汚染」 講師：鳥袋夏子氏(琉球朝日放送制作プロデューサー)

□オプショナルツアー(一三時半)

「嘉手納基地と宮森小学校ジェット機墜落事故(一九五九)現場訪問」

26日

25日

※詳細は別途送付の総会のご案内をご参照頂くか、弁学会合同部会本部事務局までお問い合わせ下さい。



編集後記

▼連日のロシアのウクライナへの侵略行為で増え続ける犠牲者、破壊される街を見るたびに心が痛む。▼国連憲章は、自衛権の行使

を除き、他国に対する武力による威嚇、武力行使を禁じている。力による一方的な現状変更は許されない。ロシアは一線を越えたのであり、ウクライナ侵略は明確な国際法違反である。▼一方で、なぜ国際社会はロシアの横暴を止められないのか、国際法は無力だという声も聞く。しかし、国際法がロシアの侵略行為を違法だと断じるからこそ、世界は国際法違反を許さないという旗のもとに団結できるのである。そして、その団結が大きな力になり、ロシアを追い詰めつつある。▼二度の凄惨な世界大戦を経て、人類は戦争を違法とした。今はまだ戦争を完全になくすることはできないかもしれない。しかし、ロシアを包囲する力と連帯し、武力に頼らない平和な世界をつくる努力をすることこそ、憲法九条を持つ日本に課せられた使命ではないだろうか。

(遠地靖志)